

第 66 回

職員の給与等に関する報告および勧告

平成 28 年 10 月

福井県人事委員会

写

人 委 第 1 5 6 号
平成 28 年 10 月 11 日

福井県議会議長 松井 拓夫 様
福 井 県 知 事 西川 一誠 様

福井県人事委員会
委 員 長 野村 直之

職員の給与等に関する報告および勧告について

地方公務員法第 8 条、第 14 条および第 26 条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。
この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

報 告

1 職 員 の 給 与

(1) 在職者数および平均給与月額

本委員会は、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員を除く。以下「職員」という。）の給与等の実態を把握するため、本年4月「平成28年福井県職員給与実態調査」を実施した。その結果によると、第1表に示すとおり、在職者数は、13,377人であって、これら在職者の平均年齢は42.3歳であり、また、その男女別構成は男57.8%、女42.2%となっている。

これらの職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、警察職、教育職、研究職、医療職、福祉職の6種9給料表の適用を受けており、このうち、行政職給料表適用職員の平均給与月額は、給料333,575円、扶養手当9,258円、地域手当5,372円、計348,205円であり、警察官、教員、研究員、医師等を含めた職員全体の平均給与月額は、給料355,722円、扶養手当7,926円、地域手当6,106円、計369,754円である。

第1表 平均給与月額、在職者数、平均年齢等

給料表		行政職	警察職	教育職 (一)	教育職 (二)	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	福祉職	全給料表
区 分	平 均										
	給 料	333,575	317,772	390,221	378,504	352,679	474,487	305,971	305,486	297,257	355,722
	給 与										
	扶 養 手 当	9,258	10,989	8,476	6,337	8,788	15,432	4,728	2,792	1,381	7,926
与											
地 域 手 当	5,372	4,782	5,651	5,471	5,215	80,309	4,392	4,327	4,180	6,106	
月											
額	計(円)	348,205	333,543	404,348	390,312	366,683	570,228	315,091	312,605	302,819	369,754
在職者数(人)		3,397	1,724	2,160	4,575	290	146	274	790	21	13,377
性 別	男	2,350	1,595	1,217	2,028	222	122	113	76	3	7,726
	女	1,047	129	943	2,547	68	24	161	714	18	5,651
学 歴	大 学	2,287	1,063	1,995	4,446	278	146	190	248	13	10,666
	短 大	387	28	74	129	9		83	537	8	1,255
	高 校	719	633	90		3		1	5		1,451
	中 学	4		1							5
平均年齢(歳)		42.2	38.0	44.3	44.1	41.3	43.0	38.2	37.2	34.1	42.3
平均経験年数(年)		20.8	16.8	21.8	21.5	18.4	19.8	15.9	15.7	11.4	20.3

- (注) 1 「給料」には、給料の調整額・教職調整額・平成18年4月および平成27年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。
 2 「給料」、「扶養手当」および「地域手当」は小数点以下第1位を四捨五入しているため、これらの合計が計と一致しない場合がある。
 3 再任用職員は含まれていない。(以下、第4表までについて同じ。)
 4 教育職(一)の適用機関は県立学校、教育職(二)の適用機関は市町立学校である。

(2) 扶養手当の支給状況

扶養手当の支給状況について調査した結果によると、第2表に掲げるとおり受給職員は5,524人で、全職員の41.3%を占めており、職員1人当たり平均扶養親族数は0.9人（受給職員平均では2.1人）となっている。また、職員1人当たりの平均手当月額は7,926円（受給職員平均では19,194円）となっている。

第2表 扶養手当の支給状況

区 分	人 員(人)	割 合(%)	平均扶養親族数(人)	平均手当月額(円)
扶養手当受給職員	5,524	41.3	0.9 〔受給職員 平均では 2.1〕	7,926 〔受給職員 平均では 19,194〕
扶養親族 1人	1,761	13.2		
2人	1,990	14.9		
3人	1,337	10.0		
4人	364	2.7		
5人	60	0.4		
6人以上	12	0.1		
扶養手当非受給職員	7,853	58.7		
計	13,377	100.0		

(3) 住居手当の支給状況

住居手当の支給状況について調査した結果によると、第3表に掲げるとおり受給職員は1,726人で全職員の12.9%を占めている。

なお、受給職員1人当たりの平均手当月額は25,564円となっている。

第3表 住居手当の支給状況

区 分		該 当 職 員		受給職員平均 手当月額(円)	
		人員(人)	割合(%)		
住居手当受給職員		1,726	100.0		
内 訳	借家 ・ 借間	手当額11,000円以下の受給者	0	0.0	25,564
		手当額11,000円を超え27,000円未満の受給者	683	39.6	
		手当額27,000円の受給者	1,043	60.4	

(4) 通勤手当の支給状況

通勤手当の支給状況について調査した結果によると、第4表に掲げるとおり受給職員は11,197人で全職員の83.7%を占めており、その内訳は交通機関等利用者657人(5.9%)、交通用具使用者10,251人(91.5%)、併用者289人(2.6%)となっている。

なお、交通機関等利用者についてみると、受給職員1人当たりの平均手当月額は10,564円となっており、自己負担のある者(運賃所要額が55,000円を超える者)はいない。

また、交通用具使用者のうち自動車使用者は9,931人(96.9%)を占めている。

第4表 通勤手当の支給状況

通勤方法	区 分	該 当 職 員		受給職員平均 手当月額(円)
		人 員(人)	割 合(%)	
受 給 職 員 計		11,197	100.0	
交通機関等利用者		657	5.9	10,564
55,000円までの者		657	5.9	
55,000円を超える者		0	0.0	
交通用具使用者		10,251	91.5	12,225
自転車		305	2.7	
原動機付自転車等		15	0.1	
自動車		9,931	88.7	
併 用 者		289	2.6	15,313
55,000円までの者		289	2.6	
55,000円を超える者		0	0.0	

(注) ()内の数値は、交通機関等利用者、交通用具使用者および併用者をそれぞれ100としたときの割合である。

2 民間の給与

本委員会は、職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 374 事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出した 113 事業所を対象に、「平成 28 年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する者のうち事務・技術関係 22 職種の 4,625 人および研究員、医師等 54 職種の 390 人について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地かつ詳細に調査した。同時に、給与改定の状況や諸手当の支給状況等についても調査を行った。

(1) 本年の給与改定等の状況

給与改定の状況について調査した結果、第 5 表に示すとおり、一般の従業員（係員）についてベースアップを実施した事業所の割合は 28.6%（昨年 29.0%）、ベースアップを中止した事業所は 15.0%（同 5.2%）、ベースダウンを実施した事業所は 0.0%（同 1.4%）となっている。

また、第 6 表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期的に行われる昇給を実施した事業所の割合は 90.8%（昨年 93.6%）となっている。昇給額が、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は 15.8%（昨年 35.0%）、減額となっている事業所の割合は 12.7%（同 7.8%）、変化のない事業所が 62.3%（同 50.8%）となっている。

第 5 表 民間における給与改定の状況

（単位：％）

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係 員	28.6	15.0	0.0	56.4
課 長 級	24.7	9.8	0.0	65.5

第 6 表 民間における定期昇給の実施状況

（単位：％）

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施				定期昇給 停止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	90.8	90.8	15.8	12.7	62.3	0.0	9.2
課 長 級	87.4	87.4	17.7	9.5	60.3	0.0	12.6

(2) 民間における諸手当の支給状況

(家族手当)

民間における家族手当の支給状況について調査した結果は、第7表に示すとおりとなっている。

第7表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,886円
配偶者と子1人	18,123円
配偶者と子2人	22,832円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については13,000円、配偶者以外については、各1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

(住宅手当)

民間における住宅手当の支給状況について調査した結果は、第8表に示すとおりとなっている。

第8表 民間における住宅手当の支給状況

(単位：%)

支給の有無	事業所割合
支給する	31.0
支給しない	69.0
借家・借間住居者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

前記の「平成 28 年福井県職員給与実態調査」および「平成 28 年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあっては公務の行政職に類すると認められる職種の者について、役職段階、学歴、年齢が同等と認められる者同士の 4 月分の給与額を比較（ラスパイレス比較）し、その較差を算定したところ、第 9 表に示すとおり、民間給与が職員給与を 492 円（0.13%）上回った。

第 9 表 職員と民間の給与較差

区 分	金 額 等
民間給与 (A)	365,582 円
職員給与 (B)	365,090 円
較 差 (A) - (B)	492 円
$\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$	0.13%

(2) 特別給

「平成 28 年職種別民間給与実態調査」の結果、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に於いて、民間事業所で事務・技術等従業員に支払われた賞与等の特別給は、第 10 表に示すとおり所定内給与月額額の 4.28 月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数 4.20 月を上回っている。

第 10 表 民間における特別給の支給状況

項 目	事務・技術等従業員
平均給与月額	下半期 (A1) 326,509 円 上半期 (A2) 324,535 円
特別給の支給額	下半期 (B1) 729,599 円 上半期 (B2) 664,570 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1) 2.23 月分 上半期 (B2/A2) 2.05 月分
年 間 の 合 計	4.28 月分

(注) 下半期とは平成 27 年 8 月から平成 28 年 1 月まで、上半期とは平成 28 年 2 月から同年 7 月までの期間をいう。

4 生 計 費 等

(1) 物価・生計費

今年4月の消費者物価指数（総務省）は、福井市においては昨年4月と比べ0.1%の上昇となっている。

また、家計調査（総務省）の結果を基礎に算定した福井市における2人世帯、3人世帯、4人世帯および5人世帯の標準生計費は、それぞれ146,840円、166,250円、185,670円、205,090円となった。

（参考資料第19表、第21表）

(2) 雇用情勢

労働力調査（総務省）によれば、今年4月の全国における完全失業率は、昨年4月の水準から0.2ポイント改善し、3.2%（季節調整値）となっている。本県においては、今年4月から6月までの3か月の完全失業率の平均値は前年同時期と比べ0.5ポイント改善し、1.6%（モデル推計値）となっている。

また、一般職業紹介状況（厚生労働省）によれば、本県における今年4月の有効求人倍率は、昨年4月と比べ0.29ポイント上昇し、1.86倍（季節調整値）となっている。

（参考資料第21表）

5 人事院の報告等

人事院は、本年8月8日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与等について報告するとともに、給与の改定および勤務時間の改定について勧告し、併せて、公務員人事管理について報告を行った。

その概要は次のとおりである。

(1) 給与勧告の骨子

I 給与勧告制度の基本的考え方

1 給与勧告の意義と役割

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤

2 民間準拠による給与水準の改定

- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的
- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値での比較は適当でなく、給与決定要素を合わせて比較することが適当。本院の比較は、職種を始め、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の給与額を対比させ、国家公務員の人員数のウエイトを用いて比較
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業においては、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、これまでのような実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約 11,700 民間事業所の約 49 万人の個人別給与を実地調査 (完了率 87.7%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 708円 0.17% [行政職(一)…現行給与 410,984円 平均年齢 43.6歳]

[俸給 448円 本府省業務調整手当 206円 はね返し分(注)54円]

(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.32月 (公務の支給月数 4.20月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)採用職員の初任給を1,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。

その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定(平均改定率0.2%)

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)

(2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、手当額を引上げ

(係長級: 4%→4.5%相当額、係員級: 2%→2.5%相当額)

(3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

＜ボーナス＞

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.20 月分→4.30 月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分
(一般の職員の場合の支給月数)

	6 月期	12 月期
28 年度 期末手当	1.225 月 (支給済み)	1.375 月 (改定なし)
勤勉手当	0.80 月 (支給済み)	0.90 月 (現行 0.80 月)
29 年度 期末手当	1.225 月	1.375 月
以降 勤勉手当	0.85 月	0.85 月

[実施時期]

- ・ 月例給：平成 28 年 4 月 1 日
- ・ ボーナス：法律の公布日

Ⅲ 給与制度の改正等

1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成 26 年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、昨年 4 月から 3 年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
- ・ 平成 29 年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額額の 5.5%相当額に、係員級は同 3.5%相当額にそれぞれ引上げ

2 配偶者に係る扶養手当の見直し (平成 29 年 4 月 1 日から段階実施)

民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、以下のとおり見直し

- ・ 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引上げ (配偶者及び父母等：6,500 円、子：10,000 円)
- ・ 本府省課長級 (行(一)9・10 級相当) の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。本府省室長級 (行(一)8 級相当) の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を 3,500 円支給
- ・ 配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施し、それにより生ずる原資の範囲内で子に係る手当額を引上げ

税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について、必要な見直しを検討

3 専門スタッフ職俸給表 4 級の新設 (平成 29 年 4 月 1 日実施)

政府において、部局横断的な重要政策等の企画及び立案等を支援する職を、現行の専門スタッフ職よりも上位の職制上の段階に相当する新たな専門スタッフ職として、平成 29 年度から各府省の官房等に設置予定。この新たな職の専門性、重要度、困難度を踏まえ、専門スタッフ職俸給表 4 級を新設

- ・ 俸給月額は、同表 3 級の最高号俸の俸給月額を一定程度上回るものとする一方、管理的業務を行うものではないことを踏まえ、指定職俸給表 1 号俸の俸給月額を下回る水準に設定
- ・ 昇給は、勤務成績が極めて良好である場合に限定 (昇給月俸数は 1 号俸)。勤勉手当は、他の俸給表と比べ、勤務実績をより反映し得るよう、専門スタッフ職俸給表 3 級と同一の成績率を設定

4 その他

(1) 再任用職員の給与

- ・ 勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」の成績率を「良好」の成績率よりも一定程度高くなるように設定
- ・ 再任用職員の増加や在職期間の長期化等を注視しつつ、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、給与の在り方について必要な検討

(2) 介護時間制度の新設に伴う給与の取扱い

介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合であっても、昇給・勤勉手当において直ちに不利にならない取扱いとなるようにし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

(3) 非常勤職員の給与

平成 20 年に発出した指針の内容に沿った処遇の確保が図られるよう、今後とも各府省を指導

(2) 育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告の骨子

1 改正概要

(1) 介護休暇の分割

- ・ 職員の申出に基づき、各省各庁の長が指定期間（職員が介護休暇を請求できる期間）を指定
- ・ 指定期間は、人事院規則の定めるところにより、一の要介護状態ごとに3回以下、かつ、合計6月以下の範囲内で指定
- ・ 経過措置として、改正の日に介護休暇の初日から起算して6月を経過していない者についても、改正の日後に残余の期間を分割して取得できるよう措置

(2) 介護時間の新設

- ・ 日常的な介護ニーズに対応するため、各省各庁の長が、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で、勤務しないこと（介護時間）を承認できる仕組みを新設（公務の運営に支障がある時間については承認しないことが可能）
- ・ 介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とする。昇給・勤勉手当においては直ちに不利にならない取扱いとし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

(3) 育児休業等に係る子の範囲の拡大

- ・ 育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲を、①職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、②里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子（平成29年4月1日以降は、養子縁組里親である職員に委託されている子）、③その他これらに準ずる者として人事院規則で定める子といった法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大
- ・ フレックスタイム制の週休日の特例についても、上記の法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する職員を対象とするよう措置

2 実施時期

平成29年1月1日（養子縁組里親に係る改正は、平成29年4月1日）

3 その他（上記と併せた人事院規則の改正等）

民間労働法制の改正内容に即して、①介護休暇等の対象家族について、祖父母、孫及び兄弟姉妹の同居要件の撤廃、②介護を行う職員の超過勤務の免除、③上司・同僚等によるいわゆるマタハラ等の防止、④非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置

(3) 公務員人事管理に関する報告の骨子

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

効果的な人材確保活動には、働き方改革とともに公務の魅力の積極的な発信が不可欠。大学等と連携し、女性や私立大学・地方大学の学生など対象に応じたきめ細かな施策を展開。試験制度面でも引き続き必要な点検

(2) 人材育成

Off-JTの重要性が増加。マネジメント能力向上、キャリア形成、女性登用拡大に資する研修、中途採用者や国際化対応のための研修を強化。派遣研修の活用促進。官民人事交流推進に向けて環境整備

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

適正な人事評価を通じた能力・実績に基づく人事管理が重要。特に、幹部候補育成課程の適切な運用等を通じた昇進管理の強化が必要。働き方に制約がある職員等に対する柔軟な人事管理も必要

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 仕事と家庭の両立支援の充実

民間法制の改正内容に即して、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲の拡大等を措置（育児休業法改正の意見の申出、勤務時間法改正の勧告）

(2) 長時間労働の是正

府省のトップが組織全体の業務量削減・合理化に取り組むことが重要。現場の管理職員による超勤予定の事前確認や具体的指示等の取組を徹底することが有効。業務合理化後も長時間超勤をせざるを得ない職員には、人事管理部署と健康管理部署との方針共有や業務平準化等の配慮も必要

(3) 心の健康づくりの推進

職員自身のストレスへの気付きを促すため、今年度からストレスチェック制度を実施。働きやすい職場づくり実現に向けて管理職員のみならず職員一人一人が当事者意識を持つよう支援

(4) ハラスメント防止対策

性的指向や性自認をからかう言動もセクハラである旨を明確にし、セクハラやパワハラを防止を引き続き推進。上司・同僚によるマタハラ等の防止につき、民間法制内容を踏まえた防止策を措置

(5) 非常勤職員の勤務環境の整備

民間法制の改正内容を踏まえ、育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置。給与に関する指針に沿った処遇を確保するよう各府省を指導

3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

60歳を超える職員の勤務形態に対する多様なニーズも踏まえた定年延長に向けた仕組みを具体化していくことが必要。当面は、民間同様にフルタイム中心の再任用勤務の実現を通じて再任用職員の能力・経験の一層の活用を図る必要。各府省は計画的な人事管理や能力・経験を活用し得る配置、職員の意識の切替え等の取組を推進。本院は、関係機関への働きかけや各府省への情報提供等により各府省の取組を支援

6 む す び

職員の給与等を決定する諸条件は以上報告したとおりであり、これらを総合的に判断した結果、本委員会は職員の給与等について、次のとおり所要の措置を講ずる必要があると認める。

(1) 公民の給与較差等に基づく給与の改定

前述のとおり、本年4月時点で、職員の月例給与が民間給与を492円(0.13%)下回っていることが判明した。これは、本年の職種別民間給与実態調査によると、春季賃金改定では、昨年とほぼ同割合の事業所でベースアップが実施されたことによるものと考えられる。

また、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給の年間支給割合は4.28月で、職員の年間平均支給月数(4.20月)が民間事業所の特別給を0.08月下回っていた。

本委員会としては、本年の職種別民間給与実態調査の結果や国家公務員給与についての人事院勧告の内容などの諸情勢を総合的に勘案した結果、月例給および特別給の引上げ改定を行うことが適切であると判断した。

ア 改定すべき事項

(ア) 給料

給料表については、職員の月例給与が民間給与を下回ることとなったことから、人事院勧告における国家公務員俸給表の改定状況および本県の実情を考慮し、公民較差を踏まえた所要の引上げ改定を行う必要がある。

(イ) 諸手当

医師および歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて改定を行う必要がある。

扶養手当については、社会全体として共働き世帯が片働き世帯よりも多くなるなど、女性の就労をめぐる状況に大きな変化が生ずる中、民間企業および公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化や我が国全体として少子化対策が推進されていること等を踏まえ、人事院は、配偶者にかかる扶養手当を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、子に係る扶養手当額を引き上げる勧告を行った。本県においても、本年の職種別民間給与実態調査の結果を見ると、県内民間企業における配偶者に家族手当を支給する事業所の割合や支給額が減少傾向にあること、近年家族手当の見直しを行った事業所の6割が子どもに対する手当額を増額変更していることなどを考慮すると、本年の人事院勧告の改定に準じた取扱いをすることが適切であると考えられる。

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給状況や人事院勧告における改定状況を考慮し、支給割合を引き上げる必要がある。

イ 改定の実施時期

これらの給与改定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施することとする。ただし、扶養手当の改定については、平成 29 年 4 月 1 日から実施することとし、人事院勧告に準じ段階的に実施することとする。

(2) 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮は、職員の心身両面の健康保持、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、さらには公務能率の向上という観点から極めて重要な課題であり、女性の活躍推進に向けた環境整備を図るという面からも必要である。特に近年は、仕事と家庭の両立に向けた長時間労働の是正が我が国全体の課題とされているところである。

本県においては、超過勤務の縮減に向けて、これまでも全庁一斉消灯退庁日（ライトダウンデー）やライトダウンウィークの実施など、任命権者による積極的な取組が行われ、一定の効果を上げているが、依然として長時間に及ぶ超過勤務が行われている実態が見受けられる。

また、年次休暇の取得促進については、次世代育成支援対策推進法に基づき本年 3 月に任命権者が策定した第 3 期特定事業主行動計画において、職員 1 人当たりの年次休暇の取得日数の目標値が定められるとともに、休暇の計画的な取得や連続取得のための方策が示されている。今後とも、この計画の着実な推進のため、休暇が取得しやすい環境の整備に努める必要がある。

総実勤務時間を短縮するためには、任命権者においては、引き続き、業務のスリム化・効率化や意思決定の迅速化等を進めるとともに、所属間の相互応援により、集中する業務に組織全体で対応するなど、超過勤務の縮減や適正な人員配置に取り組む必要がある。また、職場管理者にあっては、自らが先頭に立って仕事の進め方の見直しを行うとともに、職員の業務の進捗状況等を的確に把握し、所属内の業務の平準化を図り、超過勤務の事前命令および実績管理を徹底するなど、職員の勤務管理を適切に行うことが必要である。また、職員一人ひとりがタイムマネジメント意識・コスト意識を持って、日頃から計画的かつ効率的に業務に取り組む必要がある。

特に、学校現場においては、新たな教育課題への対応や地域や家庭からのニーズの多様化等により、教職員は、丁寧に児童・生徒と向き合うため、個別対応や部活動などに関わる時間も長くなるなど、その業務は複雑化・過密化している。こうした中、文部科学省は、本年 4 月に「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員のあり方と業務改善のためのタスクフォース」を同省内に設けて検討を行い、6 月に報告の取りまとめを行った。この報告には、教員の担うべき業務に専念できる環境を確保すること、教員の部活動における負担を大胆に軽減すること、長時間労働という働き方を改善することなどが示されている。教育委員会においては、同省の報告を踏まえながら、引き続き学校の実情の把握および事務事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底や様々な調査・協力依頼等の縮減などを行うことに加え、さらなる各種改善策の検討に努める必要がある。また、校長等は率先して業務を見直し、効率化、合理化を図るととも

に、教職員一人ひとりの勤務時間の実態を把握し、学校の運営状況に応じた勤務時間の割振りを適正に行い、教職員が日々の教育活動に専念するための時間を拡充できるよう創意工夫に努める必要がある。

(3) 職業生活と家庭生活の両立支援

本格的な少子高齢化を迎える中、男女が共に家庭生活や地域社会における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図ることができる勤務環境を整備することは、職員の福祉を増進し、公務能率や県民サービスの向上、今後の優秀な人材の確保にもつながるものである。

本年3月には、任命権者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく、「福井県女性活躍推進計画」を策定するとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく「第3期特定事業主行動計画」を策定したところである。これらの計画では、男性職員の育児参加を推進していくこととしており、配偶者が出産した際に休暇を2日以上取得する職員の割合を100%とするなどの目標を掲げている。仕事と家庭の両立支援のためには、男性の育児参加が重要であることから、男性職員の育児休業、配偶者出産休暇等の取得については、同計画に基づき、任命権者から職場管理者に対し該当する職員が配偶者出産休暇を必ず取得するように徹底させることや休暇・休業を取得し育児に関わることは女性の活躍推進の面からも大変重要であるという雰囲気づくりを行うなどの取得促進策を進めるとともに、休暇・休業した職員がいた職場の体験談を任命権者から紹介することにより各職場管理者や職員の理解を図ることなどによって休業・休暇の取りやすい職場環境を作り出すことが望まれる。

また、少子高齢化の進展に伴い育児や介護と仕事の両立を支援していくことが我が国の重要な課題となっており、家族形態の変化や様々な介護の状況に柔軟に対応できるよう本年3月、介護休業の分割取得、介護のための短時間勤務制度等を内容とする、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等を改正する法律が成立し、来年1月から施行されることとなっている。公務においても適正な公務運営を確保しつつ働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めていくことが必要となっており、人事院においては、このような社会情勢を踏まえ、今回の民間労働法制の改正内容に即した意見の申出および勧告が行われたところである。

本県職員においても、民間、国家公務員と同様、育児や介護と仕事の両立がしやすい就業環境の整備を行う必要があり、人事院の意見の申出および勧告に準じ、①介護休業の分割取得を可能にすること、②介護のために勤務時間の一部を勤務しないことを承認することができる制度を設けること、③法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する場合も育児休業等の対象とすること等を内容とした措置をとるべきである。

(4) 職員の健康管理

職員の心身両面における健康づくりは、職員やその家族にとって大切であるばかりでなく、職員が高い意欲を持って能力を十分に発揮し、県民に対して質の高い行政サ

ービスを的確に提供するという観点からも重要である。

心身の健康づくりのためには、予防や早期発見・早期対応に取り組むことが肝要であり、各任命権者においては、定期健診やメンタルヘルスに関する研修の実施、相談体制の充実など予防や早期対応のための様々な取組を行っている。特にメンタルヘルスの面においては、長期間療養している職員の円滑な職場復帰や再発防止を目指す職場復帰支援制度を実施しており、今後もこれらに積極的に取り組み、より充実したものとしていくことが望まれる。また、職場管理者にあつては、日頃から職員とコミュニケーションを図り、日常的な行動や健康状態の適切な把握、職員からの相談への適切な対応、職員の健康状態に配慮した業務分担の変更、長時間に及ぶ超過勤務を行った職員に対する医師の面接指導の徹底等に引き続き努める必要がある。個々の職員においても自らの心身の健康状態を把握し早期に対処するセルフケアに努めることが必要である。

また、改正労働安全衛生法により、公務においても「ストレスチェック制度」の実施が義務づけられ、各任命権者においても今年度からストレスチェックを実施している。各任命権者においては、このストレスチェック制度を十分に活用し、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するとともに、職員におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげていくことが不可欠である。

さらに、職場におけるパワー・ハラスメントおよびセクシャル・ハラスメントについては、組織の正常な業務運営の障害となるとともに職員の勤労意欲を減退させ、ひいては精神疾患に陥る職員を発生させる要因ともなり得るものであることから、職場管理者にあつては、こうした点に十分留意し、職場秩序が良好に保たれているか日頃から目を配り、ハラスメントのない職場環境づくりに努めていくことが望まれる。

(5) 能力・実績に基づく人事管理の推進

改正地方公務員法に基づき、今年4月1日から本県でもすべての任命権者において人事評価制度を導入したところである。職員の理解と納得を得ながら人事評価制度を適切に運用し、職員の能力・実績に基づく人事管理を行うことが必要である。

(6) 公務員の高齢期雇用

国家公務員の年金支給開始年齢の65歳への段階的な引上げに伴う雇用と年金の接続のための措置については、平成25年3月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」において、当面、現行の再任用の仕組みにより年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用するものとされ、地方公務員についても、この閣議決定の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた措置を講ずるよう国から要請されている。

本年4月からは年金支給開始年齢が62歳に引き上げられており、本県においても、今後さらに再任用希望者の増加が見込まれることから、これらの職員の能力および経験を職務執行の中で一層活用していくことが必要である。

各任命権者においては、定年退職する職員が再任用を希望する場合には、当該職員が年金支給開始年齢に達するまで再任用することができるよう、当該職員の希望や能

力、健康状態等を適切に把握するとともに、再任用職員の様々な能力や経験を生かせるよう、引き続き職域の拡大などの検討をしていく必要がある。

(7) 公務員倫理の確保

全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する職員には、公務員倫理の確保が強く求められる。

職員一人ひとりが、公務の内外を問わず法令遵守を徹底し、高い倫理観の保持に努めるとともに、公務の執行者たる責務や公務の活動に要する費用は、原則として税金によって賄われていることを常に意識し、県民の信頼と期待に応えるという強い使命感を持って、全力で職務に精励することが必要である。

各任命権者においては、職員研修等のあらゆる機会を通じ、引き続き職員の倫理意識の高揚に努め、法令の遵守および厳正な服務規律の確保を図ることが必要である。また、職場管理者においては、職員一人ひとりの勤務状況や勤務態度を常に把握し、日頃から適時適切な指示および指導を行うとともに、職場における倫理観の向上に努め、公務員倫理の徹底を図っていくことが必要である。

(8) 適正な給与の確保

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものである。また、給与勧告を通じて職員の適正な処遇を確保することは、有為な人材の確保や労使関係の安定等をもたらす、効率的な行政運営に寄与するものである。

議会および知事におかれては、このような給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 29 年福井県条例第 24 号）、福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例（平成 14 年福井県条例第 4 号）および福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成 15 年福井県条例第 1 号）を改正することを勧告する。

I 平成 28 年 4 月の公民の給与較差に基づく給与改定のための関係条例の改正

1 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職給料表（一）の適用を受ける医師および歯科医師に対する支給月額を人事院勧告に準じて改定すること。

(イ) 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師および歯科医師で、医学または歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を人事院勧告に準じて改定すること。

イ 勤勉手当について

(ア) 平成 28 年 12 月期の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.9 月分とすること。再任用職員については、同月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.425 月分とすること。

b 特定幹部職員

12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 1.1 月分とすること。再任用職員については、同月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.525 月分とすること。

(イ) 平成 29 年 6 月期以降の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.85 月分とすること。再任用職員については、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそ

れぞれ 0.4 月分とすること。

b 特定幹部職員

6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.05 月分とすること。再任用職員については、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.5 月分とすること。

2 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 平成 28 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.675 月分とすること。

イ 平成 29 年 6 月期以降の支給割合

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.625 月分とすること。

3 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

(2) 特定任期付き職員の期末手当について

ア 平成 28 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.675 月分とすること。

イ 平成 29 年 6 月期以降の支給割合

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.625 月分とすること。

II 扶養手当制度改正のための福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

1 配偶者に係る手当の月額を 6,500 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（2 において「特定職員」という。）にあつては、3,500 円）とし、子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合にあつては、福井県一般職の職員等の給与に関する条例第 9 条第 4 項の規定により加算される前の額）を 1 人につき 10,000 円とすること。

2 特定職員に対して支給する配偶者および子以外の扶養親族に係る手当の月額を 1 人につき 3,500 円とすること。

- 3 職員に配偶者がいない場合の扶養親族 1 人に係る手当の月額を 11,000 円とする取扱いを廃止すること。
- 4 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては、扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこととすること。

Ⅲ 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1 の（2）のイの（イ）、2 の（2）のイおよび 3 の（2）のイならびにⅡについては、平成 29 年 4 月 1 日から実施すること。

2 扶養手当の月額等の特例措置

- （1）平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の月額等については、Ⅱの 1 中、「6,500 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（2 において「特定職員」という。）にあつては、3,500 円）」とあるのは「10,000 円」と、「10,000 円」とあるのは「8,000 円」とし、Ⅱの 2 中「3,500 円」とあるのは「6,500 円」とし、Ⅱの 3 中「11,000 円とする取扱いを廃止する」とあるのは「子にあつては 10,000 円とし、子以外の扶養親族にあつては 9,000 円とする」とし、Ⅱの 4 中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者および子以外の扶養親族に係る手当の月額を 1 人につき 6,500 円」とすること。
- （2）平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の月額等については、Ⅱの 1 中「6,500 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（2 において「特定職員」という。）にあつては、3,500 円）」とあるのは、「6,500 円」とし、Ⅱの 2 中「3,500 円」とあるのは、「6,500 円」とし、Ⅱの 4 中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者および子以外の扶養親族に係る手当の月額を 1 人につき 6,500 円」とすること。
- （3）平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の月額等については、Ⅱの 4 中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは、「職員に対して支給する子以外の扶養親族に係る手当の月額を 1 人につき 3,500 円」とすること。

別記第1

行政職給料表

職員の 区分	職級の 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円								
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	299,100	341,500	407,300	457,600
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	301,500	344,100	409,700	460,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	303,800	346,600	412,200	463,700
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	306,200	349,200	414,600	466,700
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	308,500	351,700	416,500	469,700
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	310,800	354,300	418,800	472,700
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	313,200	356,700	420,900	475,700
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	315,500	359,300	423,100	478,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	317,700	361,800	425,100	481,500
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	319,900	364,400	427,200	484,600
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	322,200	366,900	429,300	487,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	324,400	369,500	431,400	490,700
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	326,600	371,500	433,100	493,400
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	328,600	374,000	434,900	495,700
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	330,800	376,300	436,900	498,000
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	333,000	378,800	438,900	500,300
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	335,100	381,300	440,800	502,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	337,300	384,000	442,600	503,800
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	339,400	386,600	444,400	505,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	341,600	389,300	446,100	506,700
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	343,500	391,700	447,900	507,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	345,500	394,000	449,400	509,300
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	347,600	396,200	450,800	510,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	349,600	398,600	452,300	512,300
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	351,400	400,400	453,700	513,400
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	353,400	402,400	455,000	514,500
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	355,200	404,300	456,300	515,700
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	357,100	406,100	457,500	516,900
再任用職員以外の職員	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	359,100	408,000	458,500	517,900
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	361,000	409,800	459,200	518,800
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	363,000	411,600	460,000	519,700
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	364,900	413,500	460,700	520,600
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	366,900	415,300	461,400	521,400
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	368,800	416,800	462,200	522,300
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	370,800	418,300	462,900	523,000
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	372,800	419,900	463,500	523,500
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	374,300	421,500	464,000	524,200
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	376,100	422,800	464,600	524,800
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	377,900	424,100	465,200	525,600
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	379,500	425,300	465,800	526,200
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	381,300	426,500	466,300	526,700
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	382,700	427,800	466,800	
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	384,200	429,100	467,200	
	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	385,800	430,300	467,500	
	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	387,200	431,500	467,800	
	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	388,400	432,300		
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	389,600	433,100		
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	390,700	433,900		
	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	391,800	434,500		
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	393,000	435,200		
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	394,200	435,900		
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	395,300	436,600		
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	396,000	437,400		
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	396,700	438,200		
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	397,400	438,600		
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	398,100	439,300		
	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	398,700	439,800		
	58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	399,300	440,200		
	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	399,800	440,600		
	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	400,200	441,000		
	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	400,600	441,400		
	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	400,900	441,800		
	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	401,200	442,200		
	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	401,500	442,500		

	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	401,800	442,800		
	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	402,100	443,200		
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	402,400	443,500		
	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	402,700	443,800		
	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	403,000	444,100		
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	403,300			
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	403,600			
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	403,900			
	73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	404,200			
	74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	404,500			
	75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	404,800			
	76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	405,100			
	77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	405,300			
	78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	405,600			
	79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	405,900			
	80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	406,200			
	81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	406,400			
	82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	406,700			
	83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	407,000			
	84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	407,200			
	85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	407,400			
	86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	407,700			
	87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	408,000			
	88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	408,200			
	89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	408,400			
	90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	408,700			
	91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	409,000			
	92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	409,200			
	93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	409,400			
	94		294,000	341,800	380,700					
	95		294,400	342,300	381,100					
	96		294,800	342,700	381,500					
	97		295,000	342,800	381,800					
	98		295,300	343,300	382,300					
	99		295,700	343,700	382,700					
	100		296,100	344,000	383,100					
	101		296,300	344,300	383,400					
	102		296,600	344,700	383,900					
	103		297,000	345,100	384,300					
	104		297,300	345,500	384,700					
	105		297,500	346,000	385,000					
	106		297,800	346,400						
	107		298,200	346,800						
	108		298,500	347,200						
	109		298,700	347,700						
	110		299,100	348,100						
	111		299,500	348,400						
	112		299,800	348,700						
	113		299,900	349,200						

警察職給料表

職員の区分	階級の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級								
		給料月額	給料月額	再任用職員の給料月額	再任用職員の給料月額	再任用職員の給料月額	再任用職員の給料月額	再任用職員の給料月額	再任用職員の給料月額									
再任用職員以外の職員	1	164,900	180,600	207,100	247,100	290,800	317,300	345,900	380,700	422,000	69	269,500	288,300	312,400	358,700	404,400	418,000	435,500
	2	166,600	182,400	209,100	248,900	292,800	319,500	348,100	382,900	423,800	70	270,900	289,800	313,800	360,100	404,900	418,300	435,800
	3	168,400	184,200	211,100	250,700	294,900	321,800	350,400	385,000	425,700	71	272,300	291,400	315,300	361,400	405,500	418,600	436,100
	4	170,100	186,000	213,100	252,500	297,200	323,900	352,600	387,100	427,600	72	273,600	293,000	316,800	362,800	406,000	418,900	436,400
	5	171,600	187,900	215,100	254,200	299,000	326,200	354,600	388,900	429,000	73	274,900	294,200	317,700	364,000	406,500	419,200	436,600
	6	173,500	190,200	217,100	256,000	301,200	328,400	356,700	390,900	430,700	74	276,300	295,600	319,300	365,200	406,900	419,500	436,900
	7	175,300	192,500	219,100	257,600	303,300	330,700	358,900	392,700	432,300	75	277,700	297,100	320,800	366,500	407,400	419,800	437,200
	8	177,200	194,800	221,000	259,300	305,500	332,900	361,100	394,500	433,800	76	278,900	298,600	322,500	367,800	407,900	420,100	437,500
	9	178,900	197,000	223,100	260,700	307,500	334,800	363,000	396,300	435,400	77	280,100	299,700	324,300	369,100	408,400	420,300	437,700
	10	180,600	199,600	224,900	262,300	309,700	337,100	365,200	398,300	437,100	78	281,300	301,200	326,000	370,300	408,900	420,600	438,000
	11	182,300	202,100	226,700	263,600	312,000	339,300	367,300	400,300	438,700	79	282,500	302,500	327,600	371,500	409,500	420,900	438,300
	12	184,000	204,600	228,500	264,900	314,100	341,600	369,500	402,400	440,300	80	283,600	304,000	329,200	372,700	410,000	421,200	438,600
	13	185,900	206,900	230,400	266,500	316,200	343,600	371,500	404,100	441,400	81	284,700	305,400	330,900	373,900	410,400	421,400	438,800
	14	188,000	208,700	232,300	267,900	318,500	345,700	373,600	406,200	443,000	82	285,900	306,800	332,600	375,100	411,000	421,700	439,100
	15	190,100	210,500	234,200	269,000	320,700	347,900	375,800	408,200	444,800	83	287,200	308,100	334,200	376,200	411,500	422,000	439,400
	16	192,200	212,300	236,100	270,300	322,900	350,000	377,900	410,300	446,600	84	288,500	309,500	335,900	377,400	411,700	422,200	439,700
	17	194,400	214,200	237,700	271,300	324,800	352,200	379,600	412,000	448,200	85	289,700	310,600	337,300	378,500	412,000	422,400	439,900
	18	196,800	216,100	239,500	272,700	327,100	354,200	381,600	413,700	450,000	86	290,900	312,100	338,800	379,100	412,500	422,700	
	19	199,200	218,000	241,300	274,100	329,200	356,300	383,500	415,400	451,800	87	292,000	313,400	340,300	379,600	412,800	423,000	
	20	201,600	219,800	243,100	275,500	331,500	358,400	385,500	417,000	453,500	88	293,200	314,900	341,800	380,200	413,100	423,200	
	21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,500	360,300	387,300	418,700	455,100	89	294,300	316,400	343,100	380,800	413,400	423,400	
	22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500	362,300	389,400	420,300	456,800	90	295,500	317,900	344,300	381,400	413,800	423,700	
	23	207,700	225,100	247,300	279,500	337,600	364,300	391,500	421,700	458,400	91	296,600	319,300	345,600	382,000	414,200	424,000	
	24	209,500	226,900	248,600	281,000	339,600	366,400	393,500	423,200	460,200	92	297,800	320,800	346,900	382,600	414,600	424,200	
	25	211,400	228,600	249,900	282,200	341,600	368,200	395,200	424,500	461,700	93	298,500	322,100	348,300	382,900	414,900	424,400	
	26	213,200	230,300	251,200	284,100	343,700	370,200	397,200	425,900	463,100	94	299,800	323,400	349,800	383,400	415,300		
	27	215,000	232,000	252,500	286,100	345,700	372,200	399,300	427,400	464,600	95	300,900	324,800	351,300	384,000	415,700		
	28	216,700	233,700	253,700	288,100	347,700	374,200	401,400	429,000	465,900	96	302,200	326,100	352,800	384,500	416,100		
	29	218,600	235,100	254,900	290,000	349,700	376,100	402,900	430,300	467,100	97	303,300	327,300	354,100	384,900	416,400		
	30	220,400	236,900	256,000	292,000	351,800	378,200	404,700	432,000	467,800	98	304,500	328,600	355,300	385,300	416,800		
	31	222,200	238,700	257,300	293,800	353,800	380,300	406,400	433,700	468,500	99	305,700	329,900	356,400	385,900	417,200		
	32	224,000	240,500	258,400	295,700	355,900	382,300	408,100	435,300	469,200	100	306,900	331,200	357,600	386,400	417,600		
	33	225,700	241,900	259,100	297,500	357,500	384,200	409,800	436,700	469,700	101	308,100	332,600	358,700	386,800	417,900		
	34	227,400	243,400	260,300	299,300	359,500	386,300	411,300	438,400	470,500	102	309,100	333,500	359,800	387,300			
	35	229,100	244,700	261,400	301,200	361,400	388,400	412,900	440,100	471,200	103	310,200	334,600	360,900	387,900			
	36	230,800	246,100	262,600	303,000	363,500	390,300	414,400	441,700	471,800	104	311,200	335,800	362,100	388,400			
	37	232,200	247,400	263,500	304,800	365,400	392,000	415,700	443,100	472,100	105	312,000	336,900	363,300	388,700			
	38	234,000	248,700	264,700	306,700	367,500	393,500	417,200	443,800	472,700	106	312,600	338,000	363,800	389,100			
	39	235,800	249,900	265,700	308,600	369,500	394,800	418,700	444,500	473,200	107	313,200	339,000	364,400	389,600			
	40	237,600	251,100	266,700	310,300	371,500	396,200	420,200	445,200	473,700	108	313,900	340,100	365,000	389,900			
	41	239,000	252,300	267,900	312,200	373,500	397,400	421,700	445,600	474,200	109	314,400	341,300	365,600	390,200			
	42	240,400	253,500	269,300	314,000	375,600	398,500	423,000	446,200	474,600	110	314,900	342,300	366,100	390,700			
	43	241,700	254,600	270,600	315,900	377,700	399,500	424,300	446,900	475,000	111	315,400	343,300	366,600	391,200			
	44	242,900	255,700	271,800	317,800	379,700	400,500	425,500	447,500	475,400	112	316,000	344,200	367,100	391,700			
	45	244,200	256,600	272,900	319,500	381,400	401,700	426,500	448,300	475,700	113	316,800	345,100	367,500	392,000			
	46	245,300	257,700	274,400	321,400	383,100	402,900	427,200	449,000		114	317,500	346,000	367,900	392,500			
	47	246,300	258,800	275,900	323,300	384,700	404,000	428,000	449,500		115	318,200	347,000	368,500	393,000			
	48	247,200	260,000	277,500	325,100	386,400	405,200	428,800	450,000		116	318,900	348,000	369,000	393,500			
	49	248,100	260,900	279,300	326,700	387,800	406,500	429,300	450,500		117	319,500	349,000	369,400	393,800			
	50	249,200	262,100	281,000	328,300	388,800	407,300	429,700	450,800		118	320,300	349,500	369,900	394,300			
	51	250,400	263,100	282,700	329,800	389,800	408,100	430,100	451,100		119	321,000	350,100	370,500	394,800			
	52	251,500	264,200	284,200	331,500	390,800	408,800	430,400	451,500		120	321,800	350,700	371,000	395,300			
	53	252,300	265,400	285,700	333,100	392,100	409,300	430,700	451,900		121	322,400	351,000	371,100	395,700			
	54	253,500	266,400	287,500	334,800	393,200	410,000	431,100	452,100		122	322,700	351,400	371,700	396,200			
	55	254,400	267,800	289,200	336,600	394,300	410,700	431,400	452,400		123	323,200	351,900	372,200	396,600			
	56	255,600	269,000	290,900	338,400	395,500												

教 育 職 給 料 表 (一)

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級				
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額				
再任用 職 員 以 外 の 職 員	1	155,200 ^円	199,500 ^円	328,200 ^円	416,100 ^円	77	278,800	363,000	450,000
	2	156,700	201,200	330,400	417,900	78	280,000	364,700	450,600
	3	158,200	202,900	332,700	419,700	79	281,200	366,400	451,100
	4	159,700	204,600	334,800	421,400	80	282,400	368,000	451,600
	5	161,400	206,400	337,100	422,900	81	283,500	369,500	452,100
	6	163,300	208,100	339,300	424,400	82	284,700	371,000	452,700
	7	165,100	209,800	341,600	426,300	83	285,900	372,500	453,200
	8	166,900	211,400	343,900	428,200	84	287,100	373,900	453,700
	9	168,700	213,200	345,800	430,000	85	288,300	375,000	454,200
	10	170,800	215,100	347,900	431,800	86	289,400	376,400	454,800
	11	172,800	217,000	350,100	433,700	87	290,500	377,800	455,300
	12	174,800	218,900	352,200	435,500	88	291,700	379,100	455,800
	13	176,800	220,600	354,300	437,200	89	292,900	380,400	456,300
	14	179,000	222,600	356,300	439,100	90	294,000	381,700	
	15	181,200	224,600	358,300	440,900	91	295,200	382,900	
	16	183,400	226,600	360,300	442,800	92	296,400	384,200	
	17	185,700	228,500	362,100	444,500	93	297,100	385,500	
	18	188,300	231,200	364,000	446,300	94	298,100	386,600	
	19	190,800	233,900	366,000	448,100	95	299,200	387,900	
	20	193,300	236,600	368,000	449,900	96	300,400	389,100	
	21	195,800	239,200	369,700	451,500	97	301,400	390,500	
	22	197,500	242,000	371,600	453,200	98	302,500	391,500	
	23	199,200	244,600	373,500	455,100	99	303,500	392,600	
	24	200,900	247,300	375,400	456,800	100	304,600	393,600	
	25	202,400	249,800	376,800	458,500	101	305,500	394,500	
	26	204,100	252,300	378,600	460,100	102	306,600	395,500	
	27	205,800	254,800	380,400	461,700	103	307,700	396,600	
	28	207,400	257,100	382,300	463,200	104	308,700	397,700	
	29	208,900	259,800	384,200	464,700	105	309,300	398,400	
	30	210,600	262,200	386,100	466,000	106	310,200	399,300	
	31	212,300	264,400	388,000	467,300	107	311,000	400,200	
	32	214,000	266,600	390,000	468,600	108	311,800	401,100	
	33	215,600	268,800	391,700	469,800	109	312,700	401,900	
	34	217,400	271,000	393,400	470,500	110	313,100	402,800	
	35	219,200	273,200	395,000	471,200	111	313,500	403,600	
	36	221,000	275,200	396,800	471,900	112	314,000	404,400	
	37	222,600	277,500	398,000	472,500	113	314,600	405,000	
	38	224,400	279,500	399,500	473,200	114	315,000	405,700	
	39	226,200	281,400	400,900	473,900	115	315,500	406,400	
	40	228,000	283,400	402,300	474,600	116	316,000	407,100	
	41	229,700	285,200	404,000	475,200	117	316,600	407,700	
	42	231,400	287,600	405,400	475,900	118	317,100	408,200	
	43	233,000	289,900	406,700	476,600	119	317,500	408,600	
	44	234,600	292,400	408,200	477,300	120	318,000	409,000	
	45	236,200	294,500	409,800	477,900	121	318,500	409,400	
	46	237,600	297,000	411,100	478,600	122	318,900	409,700	
	47	238,900	299,300	412,600	479,300	123	319,400	410,000	
	48	240,100	302,000	414,200	480,000	124	319,900	410,200	
	49	241,600	304,400	415,900	480,600	125	320,500	410,400	
	50	243,100	306,800	417,300		126	320,800	410,700	
	51	244,300	309,300	418,900		127	321,100	411,000	
	52	245,800	311,600	420,400		128	321,400	411,200	
	53	247,000	313,900	422,100		129	321,600	411,400	
	54	248,200	316,100	423,600		130	321,900	411,700	
	55	249,600	318,200	425,200		131	322,200	412,000	
	56	250,700	320,400	426,800		132	322,500	412,200	
	57	252,000	322,600	428,300		133	322,700	412,400	
	58	253,100	324,700	429,800		134	322,900	412,700	
	59	254,200	326,900	431,000		135	323,100	413,000	
	60	255,400	328,900	432,200		136	323,400	413,200	
	61	256,700	331,000	433,400		137	323,700	413,400	
	62	258,000	333,100	434,700		138	323,900	413,700	
	63	259,400	335,300	436,000		139	324,200	414,000	
	64	260,600	337,500	437,200		140	324,500	414,200	
	65	261,900	339,400	438,400		141	324,700	414,400	
	66	263,400	341,600	439,600		142	324,900	414,700	
	67	264,900	343,700	440,800		143	325,200	415,000	
	68	266,600	345,900	442,000		144	325,400	415,200	
	69	268,100	347,800	443,200		145	325,700	415,400	
	70	269,500	349,700	444,400		146	325,900	415,700	
	71	270,900	351,800	445,600		147	326,200	416,000	
	72	272,300	353,800	446,800		148	326,500	416,200	
	73	273,400	355,500	447,900		149	326,700	416,400	
	74	274,800	357,400	448,500		150	326,900	416,700	
	75	276,200	359,200	449,000		151	327,200	417,000	
	76	277,400	361,100	449,500		152	327,500	417,200	
					153	327,700	417,400		
	再任用 職 員					233,200	273,500	330,300	414,400

備考 1 この表は、高等学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額には、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(二)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	155,200	171,100	289,000	405,900
	2	156,700	173,200	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	297,000	410,400
	5	161,400	179,500	299,500	411,800
	6	163,300	181,700	301,900	413,200
	7	165,100	183,900	304,200	414,700
	8	166,900	186,100	306,600	416,300
	9	168,700	188,400	309,000	417,700
	10	170,800	191,200	311,600	419,100
	11	172,800	193,900	314,300	420,500
	12	174,800	196,600	317,200	421,800
	13	176,800	199,500	319,700	423,100
	14	179,000	201,200	321,700	424,500
	15	181,200	202,900	323,700	425,900
	16	183,400	204,600	326,000	427,300
	17	185,700	206,400	328,200	428,500
	18	188,300	208,100	330,400	429,800
	19	190,800	209,800	332,700	431,000
	20	193,300	211,400	334,800	432,300
	21	195,800	213,200	337,100	433,400
	22	197,500	215,100	339,300	434,600
	23	199,200	217,000	341,600	435,900
	24	200,900	218,900	343,900	437,200
	25	202,400	220,600	345,800	438,500
	26	204,000	222,600	347,600	439,700
	27	205,600	224,600	349,500	440,700
	28	207,100	226,600	351,400	441,800
	29	208,800	228,500	353,200	443,000
	30	210,500	231,200	355,000	443,800
	31	212,200	233,900	356,700	444,600
	32	213,900	236,600	358,600	445,500
	33	215,400	239,200	360,200	446,400
	34	217,100	242,000	361,900	446,900
	35	218,800	244,600	363,600	447,400
	36	220,500	247,300	365,400	447,900
再任用 職員 以外の 職員	37	222,000	249,800	367,300	448,400
	38	223,700	252,300	368,800	448,900
	39	225,400	254,800	370,300	449,400
	40	227,100	257,100	371,900	449,900
	41	228,700	259,800	373,100	450,400
	42	230,400	262,200	374,500	450,900
	43	232,000	264,400	375,900	451,400
	44	233,600	266,600	377,400	451,900
	45	235,300	268,800	378,900	452,400
	46	236,800	271,000	380,500	452,900
	47	238,200	273,200	382,100	453,400
	48	239,600	275,200	383,600	453,900
	49	241,000	277,500	385,000	454,400
	50	242,400	279,500	386,500	
	51	243,900	281,400	388,000	
	52	245,100	283,400	389,400	
	53	246,200	285,200	390,600	
	54	247,600	287,600	391,900	
	55	248,800	289,900	393,000	
	56	250,000	292,400	394,100	
	57	251,200	294,500	395,500	
	58	252,400	297,000	396,700	
	59	253,500	299,300	397,900	
	60	254,700	302,000	399,200	
	61	256,100	304,400	400,400	
	62	257,300	306,800	401,400	
	63	258,500	309,300	402,800	
	64	259,400	311,600	404,100	
	65	260,400	313,900	405,300	
	66	261,800	316,100	406,400	
	67	263,200	318,200	407,600	
	68	264,700	320,400	408,700	
	69	266,300	322,600	409,700	
	70	267,800	324,700	410,900	
	71	269,300	326,900	412,100	
	72	270,700	328,900	413,300	
	73	271,800	331,000	413,900	
	74	273,000	333,100	414,700	
	75	274,300	335,300	415,400	
	76	275,500	337,500	415,900	
	77	276,900	339,300	416,200	
	78	278,000	341,200	416,600	
	79	279,200	343,100	417,000	
	80	280,400	344,900	417,400	
	81	281,600	346,700	417,700	
	82	282,500	348,500	418,100	
	83	283,700	350,100	418,500	
	84	284,900	351,900	418,800	
	85	285,900	353,200	419,100	
	86	286,800	354,800	419,500	
	87	287,700	356,300	419,900	
	88	288,700	357,800	420,200	
	89	289,800	359,200	420,500	
	90	290,700	360,500	420,800	
	91	291,600	361,900	421,100	
	92	292,500	363,300	421,300	
	93	292,900	364,800	421,500	
	94	293,600	366,100	421,800	
	95	294,300	367,400	422,100	
	96	295,100	368,600	422,300	
	97	295,900	369,600	422,500	
	98	296,700	370,600	422,800	
	99	297,500	371,600	423,100	
	100	298,200	372,600	423,300	
	101	299,100	373,500	423,500	
	102	299,600	374,500	423,800	
	103	300,100	375,500	424,100	
	104	300,600	376,500	424,300	
	105	300,800	377,300	424,500	
	106	301,200	378,200		
	107	301,500	379,100		
	108	301,700	380,100		
	109	301,900	380,900		
	110	302,100	381,900		
	111	302,400	382,900		
	112	302,700	383,900		
	113	302,900	384,500		
	114	303,100	385,400		
	115	303,300	386,300		
	116	303,600	387,200		
	117	303,900	388,000		
	118	304,200	388,700		
	119	304,500	389,500		
	120	304,800	390,300		
	121	304,900	390,900		
	122	305,100	391,700		
	123	305,400	392,400		
	124	305,700	393,100		
	125	305,900	393,700		
	126		394,400		
	127		394,900		
	128		395,500		
	129		396,200		
	130		396,800		
	131		397,300		
	132		397,800		
	133		398,100		
	134		398,400		
	135		398,700		
	136		399,000		
	137		399,300		
	138		399,600		
	139		399,900		
	140		400,200		
	141		400,500		
	142		400,800		
	143		401,100		
	144		401,400		
	145		401,600		
	146		401,900		
	147		402,200		
	148		402,400		
	149		402,600		
	150		402,900		
	151		403,200		
	152		403,400		
	153		403,600		
	154		403,900		
	155		404,200		
	156		404,400		
	157		404,600		
	158		404,900		
	159		405,200		
	160		405,400		
	161		405,600		
	162		405,900		
	163		406,200		
	164		406,400		
	165		406,600		
再任用 職員		224,400	270,300	323,600	404,400

備考 1 この表は、中学校、小学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、
教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの
給料月額はこの表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研 究 職 給 料 表

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級							
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	再任用 職 員						
		円	円	円	円	円							
	1	141,700	191,400	278,000	329,500	403,400		61	245,800	304,400	378,300	430,100	
	2	142,800	194,000	280,400	331,700	406,100		62	246,900	305,500	379,000	431,000	
	3	144,000	196,400	282,800	333,900	408,900		63	247,800	306,600	379,900	432,000	
	4	145,100	198,800	285,200	335,900	411,600		64	248,900	307,700	380,800	432,900	
	5	146,200	201,300	287,500	337,800	414,500		65	250,100	308,700	381,400	433,800	
	6	147,500	203,600	289,700	339,900	417,100		66	251,200	309,800	382,200	434,600	
	7	148,800	205,900	291,700	342,000	419,900		67	252,300	310,800	383,000	435,200	
	8	150,100	208,100	293,700	344,000	422,600		68	253,200	311,800	383,800	436,000	
	9	151,200	210,200	295,900	345,900	425,100		69	254,100	312,900	384,400	436,400	
	10	152,900	212,500	298,500	347,900	427,800		70	255,500	313,900	385,100	437,000	
	11	154,500	215,000	301,100	350,000	430,400		71	257,000	315,000	385,800	437,500	
	12	156,100	217,300	303,900	352,000	433,000		72	258,400	316,100	386,500	438,000	
	13	157,600	219,500	306,100	354,000	435,400		73	259,800	316,800	387,200	438,500	
	14	159,500	221,900	308,700	355,900	438,000		74	261,200	317,800	387,800	439,100	
	15	161,400	224,300	311,200	357,700	440,600		75	262,600	318,900	388,400	439,600	
	16	163,400	226,700	314,000	359,600	443,100		76	263,700	320,000	389,100	440,100	
	17	165,200	229,000	316,600	361,500	445,400		77	264,800	321,100	389,800	440,600	
	18	167,400	231,800	318,800	363,400	447,800		78	266,000	322,100	390,400	441,200	
	19	169,600	234,700	321,000	365,300	450,300		79	267,300	323,000	391,000	441,700	
	20	171,700	237,600	323,100	367,300	452,800		80	268,400	323,900	391,600	442,200	
	21	173,900	240,100	325,400	368,900	454,700		81	269,800	325,000	392,200	442,700	
	22	176,300	242,800	327,400	370,900	456,800		82	271,100	325,800	392,800	443,300	
	23	178,600	245,300	329,400	372,700	458,900		83	272,400	326,500	393,400	443,800	
	24	180,900	248,000	331,400	374,600	460,900		84	273,600	327,300	394,000	444,300	
	25	183,000	250,700	333,500	376,100	462,800		85	274,700	327,800	394,500	444,800	
	26	185,200	253,100	335,400	377,800	464,700		86	275,800	328,300	395,000	445,400	
	27	187,300	255,400	337,200	379,700	466,700		87	277,100	328,800	395,500	445,900	
	28	189,400	257,600	339,100	381,600	468,700		88	278,300	329,300	396,200	446,400	
再任用 職 員 以外 の 職 員	29	191,500	260,300	341,000	383,400	470,500		89	279,300	329,600	396,600	446,900	
	30	193,300	262,500	342,700	385,300	472,400		90	280,500	330,100			
	31	195,100	264,400	344,200	387,200	474,400		91	281,600	330,600			
	32	196,800	266,500	345,900	389,100	476,400		92	282,800	331,100			
	33	198,600	268,400	347,300	390,700	478,100		93	283,800	331,400			
	34	200,500	270,400	348,700	392,500	479,700		94	284,800	331,800			
	35	202,400	272,500	350,200	394,100	481,300		95	285,800	332,300			
	36	204,300	274,400	351,700	395,900	483,000		96	286,800	332,800			
	37	206,000	276,300	353,000	397,100	484,500		97	287,300	333,300			
	38	207,900	277,800	354,400	398,600	485,600		98	288,200	333,800			
	39	209,800	279,000	355,700	400,000	486,900		99	288,900	334,300			
	40	211,700	280,500	357,100	401,400	488,100		100	289,800	334,800			
	41	213,600	281,900	357,900	402,800	489,000		101	290,700	335,300			
	42	215,500	282,900	359,000	404,100	489,900		102	291,400	335,800			
	43	217,400	283,900	360,200	405,600	490,900		103	292,100	336,300			
	44	219,300	284,900	361,300	407,200	491,900		104	292,800	336,800			
	45	221,000	285,600	362,500	408,600	492,700		105	293,500	337,300			
	46	222,900	286,800	363,700	409,800	493,500		106	294,000	337,700			
	47	224,700	288,000	365,000	411,400	494,300		107	294,500	338,200			
	48	226,500	289,200	366,100	413,000	495,100		108	295,000	338,600			
	49	228,200	290,600	367,200	414,300	495,700		109	295,200	339,100			
	50	230,000	291,900	368,500	415,700			110	295,600	339,500			
	51	231,700	293,000	369,800	417,200			111	295,900	340,000			
	52	233,400	294,100	371,100	418,600			112	296,200	340,400			
	53	234,900	295,300	371,800	420,000			113	296,500	340,900			
	54	236,700	296,500	372,800	421,400			114	296,800	341,300			
	55	238,400	297,800	373,700	422,800			115	297,100	341,800			
	56	240,000	298,900	374,700	424,200			116	297,400	342,200			
	57	241,400	300,000	375,500	425,300			117	297,700	342,700			
	58	242,600	301,100	376,300	426,600			118	298,100	343,100			
	59	243,600	302,300	377,000	428,000			119	298,400	343,500			
	60	244,700	303,500	377,700	429,300			120	298,800	343,900			
								121	299,100	344,300			
								再任用 職 員	216,700	257,900	282,700	325,100	379,400

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究または調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（一）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級						
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額						
		円	円	円	円						
	1	245,200	330,500	395,500	470,600		49	379,900	449,400	503,000	556,700
	2	247,700	333,500	398,400	472,900		50	380,900	451,100	504,300	557,600
	3	250,200	336,400	401,300	475,100		51	381,900	452,900	505,600	558,500
	4	252,700	339,400	404,100	477,400		52	382,800	454,700	506,900	559,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700		53	383,800	456,600	508,100	560,200
	6	258,800	345,400	409,500	481,900		54	384,700	457,800	509,400	561,100
	7	262,600	348,500	412,300	484,100		55	385,600	459,000	510,700	562,000
	8	266,400	351,600	415,000	486,300		56	386,500	460,200	512,000	562,900
	9	270,000	354,500	417,500	488,300		57	387,400	461,400	513,000	563,800
	10	274,000	357,400	420,200	490,400		58	388,300	462,400	513,800	564,700
	11	278,000	360,500	422,900	492,500		59	389,100	463,400	514,600	565,600
	12	282,000	363,700	425,600	494,600		60	389,900	464,400	515,400	566,300
	13	285,800	366,700	428,000	496,700		61	390,600	465,200	516,300	567,200
	14	289,800	370,300	430,500	498,800		62	391,100	465,900	517,100	568,100
	15	293,700	373,500	432,900	500,900		63	391,500	466,600	518,000	569,000
	16	297,600	377,200	435,400	503,000		64	392,000	467,300	518,800	569,900
	17	301,400	380,800	437,600	505,100		65	392,300	468,000	519,700	570,800
	18	305,000	383,500	440,000	507,100		66		468,700	520,600	571,700
	19	308,500	386,300	442,400	509,100		67		469,400	521,300	572,600
	20	312,100	389,000	444,800	511,100		68		470,100	522,200	573,500
	21	315,700	391,900	446,600	512,900		69		470,500	523,100	574,400
	22	319,400	394,500	449,000	514,700		70		471,200	523,900	575,300
	23	322,900	397,100	451,400	516,600		71		471,900	524,800	576,200
	24	326,400	399,500	453,700	518,500		72		472,600	525,700	577,100
再任用 職員 以外の 職員	25	329,900	401,800	455,800	520,200		73		473,000	526,500	578,000
	26	332,700	404,100	458,100	522,000		74		473,600	527,400	578,900
	27	335,300	406,400	460,300	523,800		75		474,300	528,300	579,800
	28	337,900	408,700	462,600	525,600		76		475,000	529,000	580,700
	29	340,700	411,000	464,800	527,400		77		475,400	529,800	581,600
	30	342,800	413,100	467,100	529,200		78		476,000	530,700	582,500
	31	345,000	415,100	469,400	531,000		79		476,600	531,600	583,400
	32	347,400	417,200	471,600	532,800		80		477,100	532,500	584,300
	33	349,700	419,300	473,600	534,400		81		477,700	533,300	585,200
	34	352,100	421,200	475,700	536,200		82		478,200	534,200	586,100
	35	354,300	423,200	477,800	537,900		83		478,700	535,100	587,000
	36	356,800	425,200	479,900	539,700		84		479,200	536,000	587,900
	37	359,200	427,200	482,000	541,300		85		479,600	536,800	588,800
	38	361,600	429,200	483,800	542,900		86		480,200	537,700	589,700
	39	364,000	431,200	485,600	544,300		87		480,600	538,600	590,600
	40	366,200	433,200	487,400	545,900		88		481,100	539,500	591,500
	41	368,500	435,100	489,100	547,400		89		481,600	540,300	592,400
	42	369,900	436,900	490,900	548,800		90		482,200		
	43	371,400	438,600	492,700	550,200		91		482,800		
	44	372,800	440,400	494,500	551,500		92		483,200		
	45	374,300	442,300	496,100	552,700		93		483,700		
	46	375,700	444,100	497,800	553,700		94		484,300		
	47	377,200	445,900	499,600	554,700		95		484,900		
	48	378,700	447,600	501,400	555,700		96		485,500		
						97		486,000			
	再任用 職員							295,400	337,800	392,200	465,200

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師および歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(三)

職員 区分	職 級	給料月額						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800	373,300
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900	375,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000	378,600
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200	381,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300	383,400
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400	385,800
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600	388,100
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700	390,400
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300	392,400
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300	394,500
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200	396,700
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200	399,000
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200	400,900
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300	402,900
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400	405,100
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400	407,300
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400	409,300
	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400	411,500
	19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500	413,700
	20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600	415,800
	21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300	417,700
	22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400	419,600
	23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500	421,400
	24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500	423,300
	25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500	425,000
	26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100	426,600
	27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000	428,300
	28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900	429,900
	29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700	431,200
	30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400	432,500
	31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300	434,100
	32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100	435,600
	33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800	437,300
	34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500	438,900
	35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300	440,300
	36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000	441,700
	37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600	442,800
	38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300	444,100
	39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100	445,400
	40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900	446,800
	41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400	447,800
	42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900	448,500
	43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400	449,300
	44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700	449,900
	45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800	450,800
	46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900	451,500
	47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000	452,300
	48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200	453,100
	49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500	453,800
	50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600	454,500
	51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800	455,200
	52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900	456,000
	53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100	456,800
	54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100	457,600
	55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200	458,300
	56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300	459,000
	57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400	459,800
	58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900	
	59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500	
	60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900	
	61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500	
	62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000	
	63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400	
	64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900	
	65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500	
	66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900	
	67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200	
	68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500	
	69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900	
	70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200	430,300	
	71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900	430,600	
	72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500	430,900	
	73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200	431,300	
	74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700	431,700	
	75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300	432,000	
	76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800	432,300	
	77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200	432,700	
	78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800		
	79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300		
	80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600		
	81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900		
	82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400		
	83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800		
	84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100		
	85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400		
	86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900		
	87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400		
	88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800		
	89	276,100	309,100	344,000	363,400	390,100		
	90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500		
	91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000		
	92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400		
	93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800		
	94	280,900	314,200	347,600	365,600	392,300		
	95	281,800	314,900	348,300	366,000	392,700		
	96	282,800	315,500	348,900	366,300	393,000		
	97	283,600	316,200	349,300	366,600	393,300		
	98	284,400	316,900	349,700	367,000	393,600		
	99	285,000	317,100	350,000	367,300	393,900		
	100	285,900	317,800	350,600	367,600	394,200		
	101	286,700	318,200	351,100	368,000	394,500		
	102	287,500	318,800	351,500	368,300	394,800		
	103	288,300	319,400	352,000	368,600	395,100		
	104	289,100	320,000	352,400	369,000	395,400		
	105	289,800	320,400	352,700	369,300	395,700		
	106	290,300	320,900	353,200	369,600	396,000		
	107	290,800	321,400	353,600	369,900	396,300		
	108	291,300	321,900	353,900	370,200	396,600		
	109	291,500	322,300	354,400	370,500	396,900		
	110	291,800	322,700	354,800	370,800	397,200		
	111	292,000	323,000	355,400	371,100	397,500		
	112	292,400	323,300	355,900	371,400	397,800		
	113	292,700	323,700	356,400	371,700	398,100		
	114	292,900	324,100	356,900	372,000	398,400		
	115	293,300	324,500	357,400	372,300	398,700		
	116	293,600	324,800	357,800	372,600	399,000		
	117	293,900	325,000	358,200	372,900	399,300		
	118	294,200	325,300	358,600	373,200	399,600		
	119	294,500	325,700	359,100	373,500	399,900		
	120	294,900	325,900	359,600	373,800	400,200		
	121	295,200	326,100	360,000	374,100	400,500		
	122	295,600	326,400	360,500	374,400	400,800		
	123	295,900	326,700	361,000	374,700	401,100		
	124	296,300	327,000	361,500	375,000	401,400		
	125	296,500	327,200	361,800	375,300	401,700		
	126	296,700	327,500	362,300	375,600	402,000		
	127	297,000	327,900	362,800	375,900	402,300		
	128	297,400	328,100	363,300	376,200	402,600		
	129	297,600	328,200	363,600	376,500	402,900		
	130	297,900	328,500	364,100	376,800	403,200		
	131	298,300	328,900	364,600	377,100	403,500		
	132	298,700	329,100	365,100	377,400	403,800		
</								

福 祉 職 給 料 表

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級							
		給料月額 円	円	円	円	円	円							
	1	155,000	205,300	251,200	272,400	317,700	361,800							
	2	156,200	207,100	252,800	274,200	319,900	364,400							
	3	157,400	208,900	254,200	275,800	322,200	366,900							
	4	158,600	210,600	255,800	277,300	324,400	369,500							
	5	159,600	212,300	257,000	279,100	326,600	371,500							
	6	161,100	214,100	258,300	281,200	328,600	374,000							
	7	162,500	215,900	259,700	283,300	330,800	376,300							
	8	163,900	217,600	261,100	285,600	333,000	378,800							
	9	165,200	219,500	262,300	287,600	335,100	381,300							
	10	166,600	221,000	263,800	289,700	337,300	384,000							
	11	168,000	222,400	265,100	291,900	339,400	386,600							
	12	169,500	223,800	266,200	294,000	341,600	389,300							
	13	171,000	225,300	267,500	295,900	343,500	391,700							
	14	172,500	226,900	269,200	298,200	345,500	394,000							
	15	174,000	228,500	270,900	300,400	347,600	396,200							
	16	175,400	230,100	272,700	302,600	349,600	398,600							
	17	177,000	231,500	274,300	304,700	351,400	400,400							
	18	178,800	233,100	276,200	307,000	353,400	402,400							
	19	180,500	234,600	278,000	309,200	355,200	404,300							
	20	182,200	236,100	279,600	311,500	357,100	406,100							
	21	183,700	237,300	281,200	313,600	359,100	408,000							
	22	185,400	238,800	283,000	315,700	361,000	409,800							
	23	187,100	240,100	284,600	317,900	363,000	411,600							
	24	188,800	241,500	286,300	320,000	364,900	413,500							
	25	190,400	243,000	288,200	322,000	366,900	415,300							
	26	192,200	244,700	289,900	324,000	368,800	416,800							
	27	194,000	246,200	291,700	326,100	370,800	418,300							
	28	195,700	247,900	293,500	328,100	372,800	419,900							
	29	197,500	249,300	295,000	330,100	374,300	421,500							
	30	199,000	250,600	296,700	332,200	376,100	422,800							
	31	200,500	251,900	298,400	334,200	377,900	424,100							
	32	201,900	253,300	300,000	336,300	379,500	425,300							
再任用 職 員 以外 の 職 員	33	203,400	254,600	301,500	338,000	381,300	426,500							
	34	204,700	255,900	303,100	339,900	382,700	427,800							
	35	206,000	257,200	304,600	341,800	384,200	429,100							
	36	207,200	258,400	306,200	343,700	385,800	430,300							
	37	208,500	259,800	307,900	345,100	387,200	431,500							
	38	209,900	261,400	309,400	347,000	388,400	432,300							
	39	211,300	263,000	310,900	348,900	389,600	433,100							
	40	212,700	264,600	312,500	350,700	390,700	433,900							
	41	213,700	266,000	313,900	352,600	391,800	434,500							
	42	214,900	267,600	315,500	354,400	393,000	435,200							
	43	216,000	269,200	317,000	356,200	394,200	435,900							
	44	217,200	270,700	318,500	357,900	395,300	436,600							
	45	218,100	272,400	319,700	359,700	396,000	437,400							
	46	219,200	274,000	320,900	361,100	396,700	438,200							
	47	220,200	275,600	322,100	362,600	397,400	438,600							
	48	221,200	277,200	323,300	364,000	398,100	439,300							
	49	222,100	278,700	324,300	365,000	398,700	439,800							
	50	223,200	280,300	325,300	366,100	399,300	440,200							
	51	224,300	281,900	326,200	367,200	399,800	440,600							
	52	225,100	283,400	327,200	368,300	400,200	441,000							
	53	225,700	285,000	328,100	369,200	400,600	441,400							
	54	226,800	286,500	328,800	369,800	400,900	441,800							
	55	227,500	287,900	329,600	370,600	401,200	442,200							
	56	228,400	289,400	330,400	371,400	401,500	442,500							
	57	229,200	290,800	331,000	372,200	401,800	442,800							
	58	230,100	292,200	331,500	373,000	402,100	443,200							
	59	230,900	293,700	332,100	373,800	402,400	443,500							
	60	231,800	295,200	332,600	374,600	402,700	443,800							
	61	232,800	296,500	333,100	375,500	403,000	444,100							
	62	233,700	298,000	333,300	376,200	403,300	444,300							
	63	234,600	299,300	333,900	376,900	403,600	444,500							
	64	235,400	300,800	334,500	377,600	403,900	444,700							
	65	236,300	302,000	334,800	377,900	404,200	444,900							
	66	237,300	303,300	335,300	378,500	404,500	445,100							
	67	238,500	304,400	335,800	379,100	404,800	445,300							
	68	239,600	305,700	336,300	379,800	405,100	445,500							
	69	240,600	306,600	336,800	380,200	405,300	445,700							
	70	241,700	307,700	337,300	380,900	405,600	445,900							
	71	242,800	308,900	337,700	381,500	405,900	446,100							
	72	243,700	310,100	338,200	382,100	406,200	446,300							
	73	244,500	311,400	338,400	382,500	406,400	446,500							
	74	245,600	312,100	338,900	383,100	406,700	446,700							
	75	246,700	312,800	339,400	383,700	407,000	446,900							
	76	247,700	313,400	339,900	384,300	407,200	447,100							
	77	248,600	314,000	340,400	384,900	407,400	447,300							
	78	249,600	314,600	341,000	385,500	407,600	447,500							
	79	250,600	315,200	341,600	386,100	407,800	447,700							
	80	251,600	315,800	342,200	386,700	408,000	447,900							
	81	252,500	316,400	342,800	387,300	408,200	448,100							
	82	253,200	316,900	343,400	387,900	408,400	448,300							
	83	254,200	317,500	344,000	388,500	408,600	448,500							
	84	255,200	318,100	344,600	389,100	408,800	448,700							
	85	256,000	318,200	345,200	389,700	409,000	448,900							
	86	256,800	318,500	345,800	390,300	409,200	449,100							
	87	257,600	318,900	346,400	390,900	409,400	449,300							
	88	258,500	319,200	347,000	391,500	409,600	449,500							
	89	259,200	319,700	347,600	392,100	409,800	449,700							
	90	260,000	320,100	348,200	392,700	410,000	449,900							
	91	260,800	320,400	348,800	393,300	410,200	450,100							
	92	261,600	320,700	349,400	393,900	410,400	450,300							
	93	262,200	321,200	350,000	394,500	410,600	450,500							
	94	262,900	321,600	350,600	395,100	410,800	450,700							
	95	263,400	321,800	351,200	395,700	411,000	450,900							
	96	264,100	322,200	351,800	396,300	411,200	451,100							
	97	264,800	322,600	352,400	396,900	411,400	451,300							
	98	265,500	323,000	353,000	397,500	411,600	451,500							
	99	266,200	323,400	353,600	398,100	411,800	451,700							
	100	266,900	323,800	354,200	398,700	412,000	451,900							
	101	267,400	324,000	354,800	399,300	412,200	452,100							
	102	267,900	324,300	355,400	399,900	412,400	452,300							
	103	268,300	324,600	356,000	400,500	412,600	452,500							
	104	268,800	324,900	356,600	401,100	412,800	452,700				</			

別記第2

第一号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	394,000
2	454,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

第二号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	328,000
2	364,000
3	392,000

別記第3

号給	給料月額
	円
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

1 職員給与関係資料

平成28年職員給与実態調査の概要	30
第1表 部局別、給料表別職員構成	31
第2表 給料表別人員の推移	31
第3表 給料表別、学歴別職員構成	32
第4表 平均給与月額の前年比較	32
第5表 給料表別、級別、号給別職員構成	33
第6表 給料表別、級別平均経験年数	43
第7表 給料表別年齢構成	44
第8表 扶養手当の支給状況	45
第9表 職員の通勤状況	45
第10表 住居手当の支給状況	47

2 民間給与関係資料

平成28年職種別民間給与実態調査の概要	48
第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	49
第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	49
第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	50
第14表 民間における初任給の改定状況	60
第15表 民間における配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況	60
第16表 民間における家族手当の手当額の定め方	60
第17表 民間における賞与の配分状況	60
第18表 民間における月45時間を超え60時間を超えない 時間外労働の割増賃金率の状況	61

3 生計費関係資料

標準生計費算定方法の概要	62
第19表 費目別、世帯人員別標準生計費	63
第20表 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	63

4 労働経済関係資料

第21表 労働経済指標	64
-------------	----

1 職員給与関係資料

平成28年職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と調査時点

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定に基づき、平成28年4月1日現在における職員の給与等について、その実態を調査し、人事に関する事項を取りまとめたものである。

(2) 調査の範囲

平成28年4月1日に在職する職員で、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員を除く。）のうち、非常勤または臨時的任用でない職員（以下「職員」という。）を対象として調査を実施した。

なお、市町からの派遣職員は調査対象から除外した。

(3) 調査の内容

適用給料表別人員、級・号給、給料月額、経験年数等について調査した。

(4) 調査の方法

電子計算システムにより管理されている職員の給与資料によった。

第1表 部局別、給料表別職員構成

(単位:人)

部局	知事部局	議会	人事委員会	監査委員	教育庁	労働委員会	漁業調整委員会 福井海区	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校	警察本部	合計
行政職	2,422	26	9	13	274	5	3	84	29	175	68	289	3,397
警察職												1,724	1,724
教育職(一)								1,436	724				2,160
教育職(二)										2,887	1,688		4,575
研究職	235				34							21	290
医療職(一)	146												146
医療職(二)	254								3	13	4		274
医療職(三)	789											1	790
福祉職	21												21
合計	3,867	26	9	13	308	5	3	1,520	756	3,075	1,760	2,035	13,377

(注) 再任用職員は含まれていない。(以下第4表までおよび第6表から第10表までについて同じ。)

知事部局の職員には、選挙管理委員会の職員(行政職3名)を含む。(第9表について同じ。)

第2表 給料表別人員の推移

(単位:職員数 人、指数 %)

給料表	年月	18年4月	19年4月	20年4月	21年4月	22年4月	23年4月	24年4月	25年4月	26年4月	27年4月	28年4月
		職員数	3,559	3,498	3,405	3,338	3,288	3,215	3,336	3,348	3,367	3,360
指数	104.8	103.0	100.2	98.3	96.8	94.6	98.2	98.6	99.1	98.9	(100.0)	
警察職	職員数	1,637	1,648	1,648	1,655	1,655	1,647	1,700	1,710	1,697	1,718	1,724
指数	95.0	95.6	95.6	96.0	96.0	95.5	98.6	99.2	98.4	99.7	(100.0)	
教育職(一)	職員数	2,317	2,310	2,277	2,249	2,248	2,247	2,246	2,206	2,200	2,191	2,160
指数	107.3	106.9	105.4	104.1	104.1	104.0	104.0	102.1	101.9	101.4	(100.0)	
教育職(二)	職員数	4,866	4,838	4,783	4,734	4,686	4,644	4,637	4,636	4,606	4,578	4,575
指数	106.4	105.7	104.5	103.5	102.4	101.5	101.4	101.3	100.7	100.1	(100.0)	
研究職	職員数	316	306	304	296	291	286	279	270	275	282	290
指数	109.0	105.5	104.8	102.1	100.3	98.6	96.2	93.1	94.8	97.2	(100.0)	
医療職(一)	職員数	122	120	121	125	137	137	136	144	144	143	146
指数	83.6	82.2	82.9	85.6	93.8	93.8	93.2	98.6	98.6	97.9	(100.0)	
医療職(二)	職員数	267	263	260	266	276	282	271	285	282	280	274
指数	97.4	96.0	94.9	97.1	100.7	102.9	98.9	104.0	102.9	102.2	(100.0)	
医療職(三)	職員数	637	641	680	670	683	691	691	705	718	730	790
指数	80.6	81.1	86.1	84.8	86.5	87.5	87.5	89.2	90.9	92.4	(100.0)	
福祉職	職員数	30	31	29	26	26	25	24	22	18	19	21
指数	142.9	147.6	138.1	123.8	123.8	119.0	114.3	104.8	85.7	90.5	(100.0)	
合計	職員数	13,751	13,655	13,507	13,359	13,290	13,174	13,320	13,326	13,307	13,301	13,377
指数	102.8	102.1	101.0	99.9	99.3	98.5	99.6	99.6	99.5	99.4	(100.0)	

第3表 給料表別、学歴別職員構成

(単位:職員数 人、比率 %)

学歴 給料表	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		合計		性 別			
											男		女	
	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率
行政職	2,287	67.3	387	11.4	719	21.2	4	0.1	3,397	(100.0)	2,350	69.2	1,047	30.8
警察職	1,063	61.7	28	1.6	633	36.7			1,724	(100.0)	1,595	92.5	129	7.5
教育職(一)	1,995	92.4	74	3.4	90	4.2	1	0.0	2,160	(100.0)	1,217	56.3	943	43.7
教育職(二)	4,446	97.2	129	2.8					4,575	(100.0)	2,028	44.3	2,547	55.7
研究職	278	95.9	9	3.1	3	1.0			290	(100.0)	222	76.6	68	23.4
医療職(一)	146	100.0							146	(100.0)	122	83.6	24	16.4
医療職(二)	190	69.3	83	30.3	1	0.4			274	(100.0)	113	41.2	161	58.8
医療職(三)	248	31.4	537	68.0	5	0.6			790	(100.0)	76	9.6	714	90.4
福祉職	13	61.9	8	38.1					21	(100.0)	3	14.3	18	85.7
合計	10,666	79.7	1,255	9.4	1,451	10.8	5	0.0	13,377	(100.0)	7,726	57.8	5,651	42.2

(注) 「比率」は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、これらの合計が合計と一致しない場合がある。

第4表 平均給与月額の前年比較

年別 給料表	平成28年(A) (円)				平成27年(B) (円)				比率 (A)/(B) (%)			
	給料	扶養手当	地域手当	計	給料	扶養手当	地域手当	計	給料	扶養手当	地域手当	計
行政職	333,575	9,258	5,372	348,205	336,334	9,456	5,035	350,824	99.2	97.9	106.7	99.3
警察職	317,772	10,989	4,782	333,543	320,698	11,210	4,469	336,378	99.1	98.0	107.0	99.2
教育職(一)	390,221	8,476	5,651	404,348	391,826	8,783	5,268	405,877	99.6	96.5	107.3	99.6
教育職(二)	378,504	6,337	5,471	390,312	381,880	6,529	5,133	393,542	99.1	97.1	106.6	99.2
研究職	352,679	8,788	5,215	366,683	354,862	9,652	4,856	369,370	99.4	91.0	107.4	99.3
医療職(一)	474,487	15,432	80,309	570,228	479,679	16,175	76,317	572,171	98.9	95.4	105.2	99.7
医療職(二)	305,971	4,728	4,392	315,091	307,582	4,541	4,088	316,211	99.5	104.1	107.4	99.6
医療職(三)	305,486	2,792	4,327	312,605	310,385	3,027	4,084	317,496	98.4	92.2	106.0	98.5
福祉職	297,257	1,381	4,180	302,819	278,653	1,289	3,639	283,581	106.7	107.1	114.9	106.8
合計	355,722	7,926	6,106	369,754	358,954	8,173	5,722	372,849	99.1	97.0	106.7	99.2

(注) 1 「給料」には、給料の調整額・教職調整額・平成18年4月および平成27年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

(注) 2 「給料」、「扶養手当」および「地域手当」は小数点以下第1位を四捨五入しているため、これらの合計が計と一致しない場合がある。

第5表 給料表別、級別、号給別職員構成

給料表	号給 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
		行政職	1									3	1		4			1	4			2	1			2	3	1	1	4	58	5
2	1									4	6	1	38	9	10	4	30	17	10	7	29	19	11	7	28	20	9	5	28	18	14	
3																		13	13	8	9	11	14	8	12	12	6	16	14	18	14	
4																															1	
5																																
6	1								1																							
7	1																															
8																				1		5	4	6	1	3	9	6	4	6	6	
9															4	3	5	4				1		1	3			1	1			
計																																
警察職	1					18		1	11	4			16	3			13		3	1	10	31	12	2	43	6	10	10	12	3	7	
	2																					13	5	4	1	19	3	7	3	20	5	19
	3				1									4	1	6	1	2		4			5	1	4	3	10	3	4	2	7	
	4											1				1								1	2	3	1	5		1	2	
	5																						1							1	1	
	6																															
	7																															
	8																															
	9																															
	計																															
教育職(一)	1																										1					
	2					7		1	13	8	2	3	13	2	6	4	12	8	2	1	16	8	6	7	11	9	4	8	12	10	5	
	3																															
	4																							1	1	2	4		3	2	3	4
	計																															
教育職(二)	1																															
	2																	35		8	24	20	5	6	33	11	7	4	36	14	14	
	3																															
	4																			1		6	14	38	17	28	10	3	15	21	21	
	計																															

(単位：人)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	号級	給料表	
1	52	10	7	3	46	24	11	6	45	14	4	1	5	9	2	4	6	2	1		2	1	1	1				1		1	1	
6	22	7	4	7	3	2	1		2		1	1									1						1		1		2	
16	14	17	9	19	19	16	15	17	21	18	12	20	18	24	13	15	8	10	10	15	17	11	17	14	12	21	11	10	10	3	行	
1			1		2	5	4	4	5	4	11	13	5	20	16	13	19	18	9	23	30	17	18	19	31	22	19	22	17	4		
													1	2	2				3	1	1		1	3	3	4	3	4	5	5		
																										2	9	25	6	6		政
			1					1	27	9	3		2	7	5	1	1		1	1	1			1	2					7		
	4	2				1		1						1																8		
										2																					9	職
																											計					
4	10	4	4	1	1	4		3	2	1	2	2	2	1	1	2	2		1		1									1		
3	14	5	10	2	19	7	15	7	10	11	10	3	8	5	5	2	9	5	8	4	6	2	2						1	2		
1	13	1	7	5	8	3	7	3	6	8	10	4	14	8	10	12	11	7	2	10	9	8	3	9	3	7	4	4	3	3	警	
1	1	1	3	2	2	3	3	5	3	8	3	8	14	13	5	15	10	12	6	11	7	10	7	8	7	4	7	9	12	4		
2	1		1		1					2	1			3	5	4	10	5		1	6	1	2	3	7	1	3	2	2	5		
											1			1								1	1	1		3				6	察	
														1		1						1	1	2	6			1		7		
														3		6							2		4		1			8		
1	5			3		1																								9	職	
																											計					
1										1									1	1								3	1			
12	11	9	9	14	6	13	4	15	6	5	2	9	6	7	6	7	5	6	3	3	5	4	4	8	7	6	8	14	4	2	教育職	
																										1		7	4	3		
4		1	2	5	3	2				2																				4	(一)	
																											計					
																														1		
15	39	28	11	14	38	31	9	17	40	29	13	17	28	33	14	23	22	41	17	21	17	14	6	42	14	16	14	40	4	2	教育職	
																															3	
8	5	11	9	7	9	11	10	5	5	2	1																			4	(二)	
																											計					

給料表	等級	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	
		行	1				2																									
	2			1																												
	3	3		1		1		1		2	2						4			1	1							1	1			
	4	22	25	19	17	22	17	11	19	8	5	4	4	3	2	1	1	1	2	4	2	2	2	2	1	1		1	1	1	3	
政	5	11	14	21	29	30	22	29	35	29	22	27	15	21	23	26	23	24	17	24	15	22	24	21	22	21	21	32	13	23	29	
	6	23	3	13	13	7	6	1	3	6	10	9	5	5	9	6	2	10	5	4	3	5	4	4	7	15	7	3	5	1	4	
	7									2																						
職	8																															
	9																															
	計																															
警	1																															
	2																															
	3		2		1	4	1	2		3	1	1	1				1	1		1	2	1	1		1	2				1		
	4	4	9	4	10	5	7	6	4	4	4	4	2	3			2	2		3		2	1	2	3		2	2	5	3		
察	5	6	2	3	3	1	3		4	3	2	2	5	5	2	3	4	4	4	2	7	8	1	5	4	2	6	6	7	1	4	
	6	1	1	2		1		1	1		2	1	2	1	1				2	2	2	2	4	3	3	5	4	2	5	16	10	
	7	4	1	1	1	1	1	2	1	1		1	4	2	2	2	1	3	3		2		1			1						
職	8	4																														
	9																															
	計																															
教育職(一)	1	3	1	1	3		2	2	1	1	3	1		2	3				1	6	1	6	1	3		2		1	2	3		
	2	12	6	18	6	3	2	16	8	19	9	9	8	21	5	6	14	20	6	18	6	20	6	21	9	14	10	20	6	18	19	
	3		2	3	3		1	6	2	2	1	2	2	2	3	3	2		1	3	1											
	4																															
	計																															
教育職(二)	1																															
	2	9	8	23	15	15	24	32	14	19	24	23	19	20	18	37	15	8	5	28	22	40	12	37	28	33	17	9	14	19	38	
	3											1	3	22	43	2	2	4	11	4	14	22	15	9	8	14	13	10	5	9		
	4																															
	計																															

(單位：人)

91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	給 料 表	級		
																															1	行 政 職	
																															2		
													1					1		2		1									3		
4	1	2	1	1	5	2	3	3	2	4	4		5	25																	4		
20	19	224																															5
2		11																															6
																																	7
																																	8
																																	9
																			計														
																															1	警 察 職	
																															2		
2				1																											3		
2	3	1	3	3	3		2		2	2	1	3	3	1	3	2	1	2	3	2	2	4	2	4	4	4	7	8	7	7	4		
3	6	7	7	1	1	7	3	4	3	47																					5		
1	2	22																													6		
																															7		
																															8		
																															9		
																			計														
1	3	2		1	2	3	2	2	1	3		5	1	1		2	1	4		1		1								1	教育 職 (一)		
22	11	20	22	21	18	5	14	5	23	14	22	16	20	9	22	15	30	13	24	20	32	20	43	12	37	22	24	18	35	2			
																																3	
																																4	
																			計														
																															1	教育 職 (二)	
31	17	20	21	32	25	32	21	33	17	29	22	46	20	22	28	18	18	25	17	22	30	18	26	30	39	17	36	31	44	2			
8	11	6	10	7	5	2	1	1	2	1																				3			
																															4		
																			計														

給料表	級	給付																													
		121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150
行政職	1																														
	2																														
	3																														
	4																														
	5																														
	6																														
	7																														
	8																														
	9																														
	計																														
警察職	1																														
	2																														
	3																														
	4	6	4	3	4	5	11	3	4	13																					
	5																														
	6																														
	7																														
	8																														
	9																														
	計																														
教育職(一)	1																														
	2	25	43	30	50	37	22	30	15	22	35	33	78	30	62	34	28	25	12	3	3										
	3																														
	4																														
	計																														
教育職(二)	1																														
	2	34	36	53	65	52	97	67	48	44	66	43	82	36	24	64	61	48	48	60	42	76	81	68	141	76	100	64	49	18	7
	3																														
	4																														
	計																														

(単位：人) (注) 平均給料には調整額・教職調整額・平成18年4月および平成27年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	合計	平均給料 (円)	号給 級	給料表	再任用		
																			351	192,604	1	行 政 職	39		
																			385	227,339	2		20		
																			640	292,044	3		2		
																			634	362,791	4				
																			981	396,107	5				
																			255	410,300	6				
																			66	426,338	7				
																			60	452,922	8				
																			25	503,442	9				
																			3,397	333,575	計		61		
																				264	204,771	1	警 察 職		
																				272	242,027	2		1	
																				288	272,995	3		4	
																				450	354,335	4		14	
																				265	410,706	5		3	
																				107	429,497	6			
																				48	443,130	7		1	
																				20	455,751	8			
																				10	469,577	9			
																			1,724	317,772	計		23		
																				93	298,189	1	教育職 (一)	3	
																				1,977	391,268	2		19	
																				51	456,341	3			
																				39	470,162	4			
																			2,160	390,221	計			22	
																						1	教育職 (二)		
3	3			1																4,053	370,910	2		22	
																					265	430,994		3	
																					257	444,142		4	
																			4,575	378,504	計		22		

給料表	等級	給料																													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
研究職	1																														
	2				1			2	2	1		1	6	1	4		3			7	6	3		6	2	2	1	6	1		
	3								1	1	2	1	2		1	2			2	1	2	1	1	1		2		1	3	1	
	4																														
	5																											3	2	2	
	計																														
医療職(一)	1	3			2				1												2										
	2			1			8	2			5			7	1																
	3			4	1			1	5				1		7	1	1	2	2						1	1		1	2		
	4																										1			1	3
	計																														
医療職(二)	1																														
	2			1				5				4			2	4	3				8	1	1	2	7	2	1		6	2	
	3															5	2	4	7	5	5	3	7	1	6	1	1	1	1	3	
	4																								1		1		1	2	
	5																														
	6																														
	7																												1	3	
計																															
医療職(三)	1																														
	2					2				43		2	36	2	8		25	6	4	3	4	2	11	4	3	2	13		9		
	3												2	7	5	7	7	6	9	5	5	7	7	9	4	8	1	9	6	2	
	4															1	6	1	2	4	4	5	6	10	6	6	6	2	4		
	5															3	3	5	3	2	6	4	3	3	5	1	2	2	2		
	6																														
	7																														
計																															
福祉職	1																				1			1							
	2																				1		1	1	1						
	3																												1		
	4																														
	5																														
	6																														
計																															

(単位：人)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	号給 級表		
																															1	研究職
2	3	2	5		6	2	4	3	2	1	4																			2		
1	2	1		2	1		4			2			1		1	4	1			1	1		5	2	1	2	1	4		3		
																	1	1							1			1	1	1	4	
1																															5	
																											計					
																															1	医療職 (一)
																															2	
1	3	1	1	1		2		1	1		1	1	1		5	2			1	2					1		1		1	3		
		5	1			2	1		1	1		2	3			1	2	1		1	1	2	2		4		1	1	1	4		
																											計					
															1																1	医療職 (二)
6	12		5											1																2		
4		1	2	4	4	1	1				1																			3		
2				4	1	2	2	1	1	2	1	1		1					1											4		
1	1		1	2	1	1			1	3		1		2	2	2	3					3	1		1		2	4	2	5		
												1													1	1	1			6		
1	1																													7		
																											計					
																															1	医療職 (三)
2	9	8	12	1	13	3	1	2		1	1	2					1		2								1		2			
5	4	3	4	5	1	2				2			3			1					1									3		
8	5	1	2	2	1		1	1		1		4																		4		
1	1	3	2	3	3	4	3	7	1	5	2		1	4	2	3	3	1	2	7	4	2	2		2	2	1	1	5			
												1	2			2	1		2	1	3				1		1		2	6		
					1																									7		
																											計					
					1				1		1	1	1																		1	福祉職
					1						1						1	1													2	
																															3	
										1		1							1												4	
																															5	
																															6	
																											計					

給料表 等級	給料																														
	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	
研究職	1																														
	2																														
	3	3	3	1	1	1	4	4	3	1	1	1	1	3	3	3	1	3	1		1				2					51	
	4				1	1		1			1		1	1	3	3	2	3	1	4	2	1	3	1	1	1	1	1			
	5																														
	計																														
医療職 (一)	1																														
	2																														
	3									1																					
	4	1	1			1	2	2	2			2			1	3	1			2											
	計																														
医療職 (二)	1																														
	2																														
	3																														
	4																														
	5	2	2	1	1	1	1	2		3	1	2	2	2		1	4	1	1			1	1			30					
	6							1		1			1					1													
	計																														
医療職 (三)	1																														
	2									1																					
	3							1			1																				
	4																														
	5	1	3	2	3	4	3	2	2	7	4	1	4	3	4	4	5	4	2	2	5	5	6	5	2	7	5	5	7	12	6
	6																														
	計																														
福祉職	1																														
	2																														
	3																														
	4									1													1								
	5																														
	計																														

(単位：人) (注) 平均給料には調整額・教職調整額・平成18年4月および平成27年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110 ～	合計	平均給料 (円)	号給 級	給料表	再任用		
																						1		4		
																					89	249,176	2	研究職		
																					154	382,953	3			
																					39	446,124	4			
																					8	465,839	5			
																					290	352,679	計			4
																					8	264,550	1	医療職 (一)		
																					24	363,329	2			
																					58	465,331	3			
																					56	561,600	4			
																					146	474,487	計			
																					1	211,700	1	医療職 (二)	2	
																					73	222,783	2			
																					69	256,709	3			
																					24	307,679	4			
																					93	390,459	5			
																					8	417,578	6			
																					6	435,103	7			
																					274	305,971	計			2
																							1			
																					239	225,709	2	医療職 (三)		
																					139	268,917	3			
																					89	298,171	4			
2	4	54																			306	380,173	5			
																					16	418,911	6			
																					1	437,328	7			
																					790	305,486	計			
																					7	229,915	1		福祉職	
																					8	284,050	2			
																					1	334,400	3			
																					5	405,240	4			
																							5			
																							6			
																					21	297,257	計			

第6表 給料表別、級別平均経験年数

(単位：年)

給料表		級									計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
行政職	男	3.0	6.6	14.8	23.8	28.5	31.6	33.9	35.1	34.3	21.3
	女	4.2	7.3	15.8	23.7	31.2	31.9	37.3	39.8		19.6
	計	3.5	6.9	15.2	23.8	29.3	31.6	34.0	35.4	34.3	20.8
警察職	男	2.6	6.2	10.5	21.9	29.5	31.9	32.8	35.8	36.8	17.5
	女	3.4	5.3	11.3	15.7						8.6
	計	2.7	6.1	10.6	21.6	29.4	31.9	32.8	35.8	36.8	16.8
教育職(一)	男	13.2	22.0	33.1	34.9						22.4
	女	16.8	21.0	31.9	35.2						20.9
	計	14.9	21.5	32.9	34.9						21.8
教育職(二)	男		19.1	32.1	34.9						22.0
	女		20.6	31.5	35.2						21.1
	計		20.0	32.0	35.0						21.5
研究職	男		5.5	22.1	33.7	35.6					19.9
	女		5.0	19.0							13.6
	計		5.3	21.3	33.6	35.6					18.4
医療職(一)	男	3.4	7.7	16.6	31.2						20.3
	女	2.0	8.3	15.8	27.0						16.8
	計	3.3	7.8	16.4	30.7						19.8
医療職(二)	男		4.9	9.2	14.1	26.8	32.6	35.2			17.7
	女	7.0	5.4	10.1	15.0	26.5	29.0				14.7
	計	7.0	5.2	9.8	14.8	26.7	32.1	35.8			15.9
医療職(三)	男		3.7	10.5	13.0	22.1					9.5
	女		4.1	10.3	13.5	27.1	35.6	38.0			16.4
	計		4.1	10.3	13.4	26.9	35.6	38.0			15.7
福祉職	男		9.0								16.0
	女	3.7	9.8	14.0	23.3						10.7
	計	3.7	9.6	14.0	24.6						11.4

第7表 給料表別年齢構成

(単位：人)

給料表		19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55歳以上	計
行政職	男	3	112	234	208	267	328	429	415	354	2,350
	女	3	68	133	117	149	168	200	98	111	1,047
	計	6	180	367	325	416	496	629	513	465	3,397
警察職	男	29	159	242	277	208	154	119	174	233	1,595
	女	4	27	43	21	20	13	1			129
	計	33	186	285	298	228	167	120	174	233	1,724
教育職(一)	男		34	83	101	143	150	194	275	237	1,217
	女		22	80	82	115	200	165	152	127	943
	計		56	163	183	258	350	359	427	364	2,160
教育職(二)	男		61	169	198	227	227	290	430	426	2,028
	女		87	260	245	327	325	354	495	454	2,547
	計		148	429	443	554	552	644	925	880	4,575
研究職	男		6	32	33	23	20	32	24	52	222
	女		2	14	15	7	19	7	3	1	68
	計		8	46	48	30	39	39	27	53	290
医療職(一)	男		1	11	20	16	18	18	12	26	122
	女		1		8	3	6	3	1	2	24
	計		2	11	28	19	24	21	13	28	146
医療職(二)	男		2	22	26	9	11	12	9	22	113
	女		4	39	43	22	14	18	12	9	161
	計		6	61	69	31	25	30	21	31	274
医療職(三)	男		18	14	18	16	4	3	2	1	76
	女		99	101	128	106	75	55	91	59	714
	計		117	115	146	122	79	58	93	60	790
福祉職	男			1		1			1		3
	女		2	6	3	2	4	1			18
	計		2	7	3	3	4	1	1		21
合計	男	32	393	808	881	910	912	1,097	1,342	1,351	7,726
	女	7	312	676	662	751	824	804	852	763	5,651
	計	39	705	1,484	1,543	1,661	1,736	1,901	2,194	2,114	13,377

第8表 扶養手当の支給状況

(1) 扶養親族数別職員数

(単位：人)

扶養親族数	区分	該当職員数	うち扶養親族たる配偶者を有するもの
1人		1,761	605
2人		1,990	529
3人		1,337	769
4人		364	280
5人		60	52
6人以上		12	11
計		5,524	2,246

(2) 給料表別平均扶養親族数

(単位：人)

給料表	行政職	警察職	教育職(一)	教育職(二)	研究職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	福祉職	全給料表
平均扶養親族数	1.0	1.2	0.9	0.7	0.9	1.6	0.5	0.3	0.1	0.9

第9表 職員の通勤状況

(1) 通勤方法

(単位：人)

部局	区分	職員数	交通機関等利用者 (A)	交通用具使用者				併用者 (C)	(A)+(B)+(C)
				自転車	原動機付自転車等	自動車	小計 (B)		
知事部局		3,867	465	192	10	2,232	2,434	210	3,109
各種委員会		364	53	17		224	241	28	322
県立学校		2,276	18	14	1	2,027	2,042	7	2,067
小・中学校		4,835	11	17		4,149	4,166	4	4,181
警察本部		2,035	110	65	4	1,299	1,368	40	1,518
計		13,377	657	305	15	9,931	10,251	289	11,197

(2) 交通用具使用者（併用者を除く。）の通勤距離別分布

(単位：人)

区分(km)	交通用具	部局					計
		知事部局	各種委員会	県立学校	小・中学校	警察本部	
2以上 3未満	自転車	107	12	6	3	31	159
	原動機付自転車	3					3
	自動車	153	15	110	413	141	832
3～4	自転車	51	4	1		24	80
	原動機付自転車	4				2	6
	自動車	219	17	137	417	161	951
4～5	自転車	22		2	2	3	29
	原動機付自転車						
	自動車	153	20	151	389	111	824
5～6	自転車	5			5	2	12
	原動機付自転車	3					3
	自動車	117	14	155	353	102	741
6～8	自転車	3	1	2	1	3	10
	原動機付自転車						
	自動車	184	18	216	610	147	1,175
8～10	自転車	2		2	1		5
	原動機付自転車						
	自動車	176	13	165	481	123	958
10～12	自転車				2		2
	原動機付自転車					1	1
	自動車	146	13	200	368	95	822
12～14	自転車	1				1	2
	原動機付自転車						
	自動車	123	17	147	254	85	626
14～16	自転車			1	2		3
	原動機付自転車						
	自動車	123	17	114	203	55	512
16～18	自転車				1		1
	原動機付自転車					1	1
	自動車	133	16	111	169	50	479
18～20	自転車						
	原動機付自転車						
	自動車	84	15	82	97	47	325
20～22	自転車						
	原動機付自転車			1			1
	自動車	87	16	67	96	44	310
22～24	自転車						
	原動機付自転車						
	自動車	80	4	62	80	22	248
24～26	自転車	1					1
	原動機付自転車						
	自動車	56	5	53	60	25	199
26～28	自転車						
	原動機付自転車						
	自動車	43	8	49	44	31	175
28～30	自転車						
	原動機付自転車						
	自動車	62	1	43	30	24	160

区分(km)	知事部局	各種委員会	県立学校	小・中学校	警察本部	計
30～32						
	64	6	41	23	15	149
32～34						
	37	2	21	21	6	87
34～36						
	26	1	25	8	6	66
36～38						
	17		18	10	3	48
38～40						
	17	2	6	4	3	32
40～42						
	23		6	4	2	35
42～44						
	22	1	10	1		34
44～46						
	16	1	7	3	1	28
46～48						
					1	1
48～50						
	6		5			11
50～52						
	12		3	4		19
52～54						
	3		5	1		9
54～56						
	5		4			9
56～58						
	3					3
58～60						
	10	1	1	1		13
60～						
	6		4	1		11
	26	1	9	4		40
計	192	17	14	17	65	305
	10		1		4	15
	2,232	224	2,027	4,149	1,299	9,931

第 10 表 住居手当の支給状況

(単位：受給者数 人、手当額 円)

区分 給料表	受給者数	(内 訳)			借家・借間に 係る受給者 一人当たり 平均手当額
		借 家 ・ 借 間			
		手当額 11,000円 以下の受給者	手当額 11,000円超 27,000円未満の 受給者	手当額 27,000円の 受給者	
行政職	386		126	260	25,704
警察職	168		71	97	25,224
教育職(一)	266		86	180	25,897
教育職(二)	584		260	324	25,414
研究職	57		20	37	25,751
医療職(一)	37		5	32	26,514
医療職(二)	43		19	24	26,016
医療職(三)	180		94	86	25,232
福祉職	5		2	3	24,900
計	1,726		683	1,043	25,564

2 民間給与関係資料

平成28年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職の職員の給与を検討するため、平成28年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会および人事院

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 374事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い組織、規模、産業により10層に層化し、統計的手法に則って各層から113事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第11表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員はすべて除外した。

ウ 調査実人員

初任給関係365人（うち行政職に相当する調査実人員351人）、初任給関係以外の調査職種4,650人（うち行政職に相当する調査実人員4,274人）。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、21,939人であり、行政職に相当するものは16,681人である。

(5) 集 計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 11 表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	104	29	52	23
農業、林業、漁業	0	0	0	0
鉱業、建設業	8	4	3	1
製造業	47	8	24	15
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業	17	6	9	2
卸売・小売業	8	2	6	0
金融・保険業、不動産業	4	3	0	1
医療、福祉、教育、学習支援業、 サービス業	20	6	10	4

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が9事業所あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(第12表について同じ。)

第 12 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	194,153	199,845	189,755	173,798
	短 大 卒	167,070	—	171,781	152,440
	高 校 卒	153,657	155,040	150,967	160,114
新 卒 技 術 者	大 学 卒	200,432	203,673	204,740	185,255
	短 大 卒	—	—	—	—
	高 校 卒	158,613	158,585	158,924	157,000
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	196,084	200,627	194,582	182,199
	短 大 卒	167,070	—	171,781	152,440
	高 校 卒	155,750	156,341	154,673	158,817

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いたものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

1 公民給与比較の職種

(1) 規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	平成28年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	3	48.7	536,354	0	536,354	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
短大卒	x	x	x	x	x	
高校卒	2	47.0	543,131	0	543,131	
工場長	4	52.8	673,160	0	673,160	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	4	52.8	673,160	0	673,160	
事務部長	110	52.6	573,682	103	573,579	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	77	52.3	585,579	131	585,448	
短大卒	13	52.3	542,438	0	542,438	
高校卒	18	54.0	542,155	74	542,081	
中学卒	2	54.8	587,933	0	587,933	
技術部長	74	51.0	600,042	313	599,729	同上
大学卒	51	50.8	620,909	275	620,634	
短大卒	10	49.5	574,326	896	573,430	
高校卒	13	52.9	545,102	0	545,102	
事務部次長	61	49.6	533,426	0	533,426	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 ・ 中間職(部長一課長間)
大学卒	46	50.2	554,570	0	554,570	
短大卒	2	50.0	631,732	0	631,732	
高校卒	12	47.4	436,015	0	436,015	
中学卒	x	x	x	x	x	
技術部次長	69	52.2	624,411	5,007	619,404	同上
大学卒	51	51.7	647,663	6,936	640,727	
短大卒	11	53.3	585,053	0	585,053	
高校卒	7	53.8	532,401	0	532,401	
事務課長	230	48.9	478,964	8,621	470,343	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職
大学卒	135	47.8	498,775	8,935	489,840	
短大卒	26	49.9	460,944	8,058	452,886	
高校卒	67	50.5	449,199	8,527	440,672	
中学卒	2	51.7	464,811	0	464,811	
技術課長	270	49.4	537,264	13,302	523,962	同上
大学卒	145	46.9	532,596	7,960	524,636	
短大卒	34	48.0	492,760	3,782	488,978	
高校卒	91	53.4	558,653	23,688	534,965	

(注)1 「x」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長一課長)とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下本表において同じ)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)			
事務・ 技術関係 職種	事務課長代理	100	46.1	488,598	40,428	448,170	<ul style="list-style-type: none"> 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職(課長一係長間) 	
	大学卒	60	45.4	519,978	48,585	471,393		
	短大卒	14	46.5	461,561	18,582	442,979		
	高校卒	26	47.7	426,263	33,081	393,182		
	技術課長代理	110	45.6	517,019	23,240	493,779		同上
	大学卒	74	43.7	508,754	18,043	490,711		
	短大卒	6	42.5	441,416	32,458	408,958		
	高校卒	30	50.3	547,019	33,365	513,654		
	事務係長	251	44.9	414,234	45,429	368,805		<ul style="list-style-type: none"> 係の長 係長級専門職
	大学卒	96	44.1	374,907	33,182	341,725		
	短大卒	40	43.8	364,044	29,421	334,623		
	高校卒	115	45.9	460,111	59,852	400,259		
	技術係長	360	44.7	529,256	109,022	420,234		同上
	大学卒	158	40.6	500,038	110,605	389,433		
	短大卒	43	42.8	525,896	97,606	428,290		
	高校卒	159	48.7	555,319	110,625	444,694		
	事務主任	168	41.7	324,852	31,354	293,498		<ul style="list-style-type: none"> 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大学卒	87	39.3	330,056	30,318	299,738		
	短大卒	30	44.2	346,352	45,475	300,877		
	高校卒	51	44.2	303,474	24,949	278,525		
	技術主任	171	43.6	439,365	60,691	378,674		同上
	大学卒	65	38.7	349,372	44,366	305,006		
	短大卒	20	42.3	400,192	39,897	360,295		
	高校卒	86	46.8	503,303	75,188	428,115		
事務係員	1205	35.4	280,628	27,957	252,671			
大学卒	555	32.2	290,224	29,319	260,905			
短大卒	225	38.0	265,102	19,785	245,317			
高校卒	419	38.4	274,924	30,476	244,448			
中学卒	6	50.1	308,454	23,028	285,426			
技術係員	1088	33.5	344,774	59,719	285,055			
大学卒	547	31.3	325,850	57,634	268,216			
短大卒	182	32.4	310,807	50,183	260,624			
高校卒	359	36.4	379,347	66,021	313,326			

- (注) 1 「中間職(課長一係長)とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいう。(以下本表において同じ)
- 2 「中間職(係長一係員)とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう。(以下本表において同じ)

(2)規模 500 人以上(企業規模 500 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
事務・ 技術関係 職種	支店長	3	48.7	536,354	0	536,354	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	2	47.0	543,131	0	543,131	
	工場長	3	52.3	653,662	0	653,662	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	3	52.3	653,662	0	653,662	
	事務部長	47	51.6	636,666	109	636,557	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	40	51.4	634,087	98	633,989	
	短大卒	2	48.0	620,187	0	620,187	
	高校卒	4	54.1	645,231	280	644,951	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技術部長	40	51.7	672,772	65	672,707	同上
	大学卒	33	51.6	687,309	55	687,254	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職 ・ 中間職(部長一課長間)
	短大卒	3	50.6	658,996	235	658,761	
	高校卒	4	53.4	585,660	0	585,660	
	事務部次長	29	50.8	577,027	0	577,027	
	大学卒	24	50.8	584,856	0	584,856	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	3	52.4	542,724	0	542,724	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技術部次長	56	53.3	669,831	5,636	664,195	同上
大学卒	45	52.9	679,421	7,259	672,162	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職	
短大卒	8	53.8	643,027	0	643,027		
高校卒	3	56.6	623,113	0	623,113		
事務課長	90	49.9	566,824	6,177	560,647		
大学卒	56	48.4	586,312	5,497	580,815	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職	
短大卒	7	49.7	509,692	6,322	503,370		
高校卒	26	52.5	544,423	7,655	536,768		
中学卒	x	x	x	x	x		
技術課長	191	50.3	577,629	17,200	560,429	同上	
大学卒	105	47.0	569,551	8,830	560,721		
短大卒	11	51.6	577,303	9,781	567,522		
高校卒	75	53.9	587,017	28,030	558,987		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
事務・ 技術 関係 職種	事務課長代理	49	45.0	532,881	65,070	467,811	<ul style="list-style-type: none"> 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大学卒	35	44.5	556,116	71,919	484,197	
	短大卒	5	47.1	412,183	2,183	410,000	
	高校卒	9	46.1	513,845	76,252	437,593	
	技術課長代理	93	46.4	539,910	25,413	514,497	同上
	大学卒	65	44.1	527,091	19,970	507,121	
	短大卒	6	42.5	441,416	32,458	408,958	
	高校卒	22	52.9	593,110	38,046	555,064	
	事務係長	120	44.9	487,742	67,608	420,134	<ul style="list-style-type: none"> 係の長 係長級専門職
	大学卒	37	43.4	450,758	56,658	394,100	
	短大卒	20	44.0	381,718	38,258	343,460	
	高校卒	63	45.8	539,869	82,334	457,535	
	技術係長	282	45.3	560,149	121,881	438,268	同上
	大学卒	108	39.9	542,233	133,322	408,911	
	短大卒	28	44.1	580,683	115,731	464,952	
	高校卒	146	49.1	567,981	115,524	452,457	
	事務主任	62	40.5	368,872	50,267	318,605	<ul style="list-style-type: none"> 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大学卒	37	39.1	371,601	45,296	326,305	
	短大卒	9	40.5	388,053	92,735	295,318	
	高校卒	16	43.4	353,483	39,189	314,294	
	技術主任	104	45.5	508,165	71,479	436,686	同上
	大学卒	26	39.7	386,768	41,853	344,915	
	短大卒	10	43.1	478,741	35,702	443,039	
	高校卒	68	47.4	544,295	84,300	459,995	
事務係員	408	35.5	328,840	44,229	284,611		
大学卒	179	32.6	332,003	43,032	288,971		
短大卒	64	40.0	314,976	31,917	283,059		
高校卒	165	37.1	330,294	50,161	280,133		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	629	33.4	365,873	67,030	298,843		
大学卒	271	29.8	337,225	63,833	273,392		
短大卒	79	31.1	332,283	60,023	272,260		
高校卒	279	36.5	394,846	71,254	323,592		

(3) 規模 100 人以上 500 人未満(企業規模 100 人以上 500 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
事務・ 技術関係 職種	支店長	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
	短大卒	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-		
	工場長	x	x	x	x	x	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	x	x	x	x	x	
	事務部長	57	53.4	530,179	111	530,068	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	33	52.9	539,457	187	539,270	
	短大卒	10	53.6	544,995	0	544,995	
	高校卒	13	54.3	499,362	0	499,362	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技術部長	29	49.9	510,236	752	509,484	同上
	大学卒	16	48.9	490,290	816	489,474	
	短大卒	7	49.0	528,126	1,257	526,869	
	高校卒	6	53.8	538,462	0	538,462	
	事務部次長	32	48.4	488,960	0	488,960	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職 ・ 中間職(部長一課長間)
	大学卒	22	49.4	517,523	0	517,523	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	9	45.4	393,761	0	393,761	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	12	46.1	395,051	2,081	392,970	同上
大学卒	6	41.8	375,581	4,163	371,418		
短大卒	2	50.0	397,369	0	397,369		
高校卒	4	50.5	423,097	0	423,097		
事務課長	117	48.1	437,747	12,221	425,526	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職	
大学卒	68	47.4	448,756	13,101	435,655		
短大卒	19	50.0	445,637	8,603	437,034		
高校卒	29	48.4	409,664	13,070	396,594		
中学卒	x	x	x	x	x		
技術課長	69	47.0	434,020	3,293	430,727	同上	
大学卒	34	45.8	441,800	6,208	435,592		
短大卒	21	45.6	436,023	53	435,970		
高校卒	14	51.6	414,257	1,227	413,030		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)			
事務・ 技術 関係 職種	事務課長代理	50	47.1	454,966	19,615	435,351	<ul style="list-style-type: none"> 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職(課長一係長間) 	
	大学卒	25	46.5	478,026	21,496	456,530		
	短大卒	9	46.3	487,519	27,203	460,316		
	高校卒	16	48.8	391,161	11,285	379,876		
	技術課長代理	17	41.2	389,268	11,109	378,159		同上
	大学卒	9	40.5	375,384	4,023	371,361		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	8	42.0	404,523	18,894	385,629		
	事務係長	105	44.6	328,940	17,773	311,167		<ul style="list-style-type: none"> 係の長 係長級専門職
	大学卒	46	43.9	326,654	14,229	312,425		
	短大卒	18	42.9	335,631	15,230	320,401		
	高校卒	41	46.1	328,818	23,267	305,551		
	技術係長	65	41.2	395,395	53,560	341,835	同上	
	大学卒	42	41.6	396,139	55,344	340,795		
	短大卒	14	39.6	401,886	58,996	342,890		
	高校卒	9	41.6	382,077	37,321	344,756		
	事務主任	68	40.1	299,033	20,121	278,912	<ul style="list-style-type: none"> 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間) 	
	大学卒	34	36.9	299,917	19,303	280,614		
	短大卒	12	45.1	320,530	20,803	299,727		
	高校卒	22	43.1	285,431	21,174	264,257		
	技術主任	47	39.6	318,380	42,544	275,836	同上	
	大学卒	28	37.2	327,432	46,994	280,438		
	短大卒	5	41.0	273,451	35,277	238,174		
	高校卒	14	44.0	315,000	35,634	279,366		
	事務係員	665	34.9	257,935	20,905	237,030		
	大学卒	326	31.2	271,317	24,163	247,154		
	短大卒	136	37.5	248,955	15,631	233,324		
	高校卒	199	39.2	239,891	18,714	221,177		
中学卒	4	51.3	306,115	30,376	275,739			
技術係員	355	33.2	301,364	42,602	258,762			
大学卒	224	32.5	313,185	49,242	263,943			
短大卒	76	34.3	281,873	33,485	248,388			
高校卒	55	35.1	275,787	25,683	250,104			

(4) 規模 100 人未満(企業規模 50 人以上 100 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
工場長	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	-	-	-	-	-	
事務部長	6	53.2	500,371	0	500,371	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	4	55.5	505,817	0	505,817	
短大卒	x	x	x	x	x	
高校卒	x	x	x	x	x	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術部長	5	50.6	484,500	0	484,500	同上
大学卒	2	51.0	472,600	0	472,600	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	3	50.3	492,433	0	492,433	
事務部次長	-	-	-	-	-	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職 ・ 中間職(部長-課長間)
大学卒	-	-	-	-	-	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術部次長	x	x	x	x	x	同上
大学卒	-	-	-	-	-	
短大卒	x	x	x	x	x	
高校卒	-	-	-	-	-	
事務課長	23	49.2	365,044	0	365,044	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職
大学卒	11	47.3	403,024	0	403,024	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	12	50.9	330,230	0	330,230	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術課長	10	48.3	411,581	1,455	410,126	同上
大学卒	6	50.5	395,926	2,426	393,500	
短大卒	2	46.5	485,350	0	485,350	
高校卒	2	43.5	384,775	0	384,775	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
事務・ 技術関係 職種	事務課長代理	x	x	x	x	x	<ul style="list-style-type: none"> 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	技術課長代理	-	-	-	-	-	同上
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	26	46.4	318,223	23,740	294,483	<ul style="list-style-type: none"> 係の長 係長級専門職
	大学卒	13	46.5	339,383	36,236	303,147	
	短大卒	2	48.5	336,844	15,704	321,140	
	高校卒	11	45.8	289,830	10,433	279,397	
	技術係長	13	47.3	373,183	42,641	330,542	同上
	大学卒	8	47.9	382,129	43,354	338,775	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	4	47.0	361,962	51,876	310,086	
	事務主任	38	46.1	311,023	25,667	285,356	<ul style="list-style-type: none"> 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大学卒	16	45.5	319,749	26,942	292,807	
	短大卒	9	46.2	345,631	38,739	306,892	
	高校卒	13	46.7	276,323	15,049	261,274	
	技術主任	20	41.9	330,435	41,483	288,952	同上
	大学卒	11	40.9	334,142	42,076	292,066	
	短大卒	5	41.8	341,260	55,002	286,258	
	高校卒	4	44.5	306,710	22,955	283,755	
	事務係員	132	38.3	238,344	10,315	228,029	
	大学卒	50	37.2	255,993	10,823	245,170	
	短大卒	25	36.0	225,220	11,456	213,764	
高校卒	55	40.0	223,241	9,294	213,947		
中学卒	2	47.7	312,752	9,522	303,230		
技術係員	104	36.1	282,160	46,734	235,426		
大学卒	52	36.2	307,458	55,458	252,000		
短大卒	27	35.0	256,146	36,648	219,498		
高校卒	25	37.3	253,414	38,082	215,332		

2 その他の職種

規模計

職種名		調査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備考
				きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
技能・ 職種 労働 関係		人	歳	円	円	円	
	電話交換手	-	-	-	-	-	
	自家用乗用自動車運転手	x	x	x	x	x	
	守衛	13	39.5	334,162	170	333,992	
	用務員	42	36.8	293,888	28,295	265,593	
研究 関係 職種	研究所長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長
	研究部(課)長	2	57.0	598,750	0	598,750	2室(係)以上または構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	4	46.0	414,560	0	414,560	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	x	x	x	x	x	下記の研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記の研究部(課)長および研究室(係)長を除く。)
	研究員	6	38.7	352,783	52,280	300,503	
	研究補助員	12	33.7	281,336	43,723	237,613	
医療 関係 職種	病院長	x	x	x	x	x	部下に医師または歯科医師5人以上
	副院長	5	53.4	1,216,388	0	1,216,388	上記の院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	12	47.2	1,288,455	215,000	1,073,455	部下に医師または歯科医師1人以上
	医師	10	39.7	1,175,619	336,000	839,619	
	歯科医師	x	x	x	x	x	
	薬局長	x	x	x	x	x	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	7	43.6	386,084	9,256	376,828	
	診療放射線技師	19	40.3	375,895	11,256	364,639	
	臨床検査技師	17	42.3	333,109	18,797	314,312	
	栄養士	12	32.7	244,686	14,136	230,550	
	理学療法士	25	33.8	313,120	13,241	299,879	
	作業療法士	17	30.1	299,399	14,826	284,573	
	総看護師長	x	x	x	x	x	部下に看護師長5人以上
	看護師長	14	51.7	443,921	42,238	401,683	部下に看護師または准看護師5人以上
看護師	70	38.7	343,693	13,653	330,040		
准看護師	25	48.7	325,027	35,969	289,058		
教育 関係 職種	大学 教授	-	-	-	-	-	
	大学 准教授	-	-	-	-	-	
	大学 講師	-	-	-	-	-	
	大学 助教	-	-	-	-	-	
	大学 助手	-	-	-	-	-	
	高校 校長	x	x	x	x	x	
	高校 教頭	3	62.3	449,287	0	449,287	
高校 教諭	54	44.2	425,646	0	425,646		

参考 公民給与比較上の対応関係

行政職の職務の級	対応民間職種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長、工場長、 部長、部次長	—	—
8級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長	
7級			支店長、工場長、 部長、部次長
6級	課長代理	課長	
5級			
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

第 14 表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

項目 学歴	採用あり	初任給の改定状況		
		増 額	据置き	減 額
大 学 卒	43.5	(40.0)	(60.0)	(0.0)
高 校 卒	33.6	(30.6)	(63.6)	(5.8)

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第 15 表 民間における配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(単位：%)

家族手当の見直し内容	事業所割合
配偶者に対する家族手当を見直す予定 または見直すことについて検討中	8.2
税制および社会保障制度の見直しの動向等 によっては見直すことを検討する	14.8
配偶者に対する家族手当を見直す 予定がない(検討も行っていない)	77.0

(注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

第 16 表 民間における家族手当の手当額の定め方

(単位：%)

手 当 額 の 定 め 方	事業所割合
配 偶 者 ・ 子 等 の 別	70.4
配偶者のみ特定、その他は扶養人員順	0.0
扶 養 人 員 順	12.7
そ の 他	16.9

(注) 1 手当額の定め方は、平成25年1月以降配偶者に対する手当について見直しを行った事業所について算出した。
2 「配偶者・子等の別」には、配偶者と第1子の手当額が同額である事業所が含まれる。

第 17 表 民間における賞与の配分状況

(単位：%)

課 長 級		係 員 級	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
45.4	54.6	48.8	51.2

第 18 表 民間における月 45 時間を超え 60 時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

(単位：%)

割増賃金率	割 合	累積割合
31%以上	4.8	4.8
30%	26.3	31.1
29%	0.0	31.1
28%	0.0	31.1
27%	0.0	31.1
26%	0.0	31.1
25%	68.9	100.0

3 生計費関係資料

標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、一般の標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により、費用別、世帯人員別に算定した。

（１）標準生計費の費目

標準生計費は、次の５つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	…	食料
住居関係費	…	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	…	被服および履物
雑費Ⅰ	…	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	…	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

（２）費用別、世帯人員別標準生計費の算定

２人～５人世帯については、家計調査における平成 27 年 5 月から平成 28 年 4 月までの費目別平均支出金額（世帯人員を 4 人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、１人世帯については、人事院の算定した全国の標準生計費を用い、これに福井市の費目別平均支出金額を全国の費目別平均支出金額で除したものを乗じて算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成 27 年 1 月～12 月の家計調査の調査世帯のうち、就業人員が 1 人で夫婦のみまたは夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ 4 人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第19表 費目別、世帯人員別標準生計費

その1 福井市

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	25,350 円	37,460 円	47,750 円	58,050 円	68,350 円
住居関係費	40,680	44,830	40,930	37,020	33,120
被服・履物費	2,390	5,710	7,020	8,330	9,640
雑費 I	20,950	28,380	40,110	51,850	63,570
雑費 II	8,260	30,460	30,440	30,420	30,410
合計	97,630	146,840	166,250	185,670	205,090

その2 全国

【平成28年人事院勧告 参考資料より】

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	25,120 円	37,110 円	47,320 円	57,520 円	67,720 円
住居関係費	45,890	50,570	46,160	41,760	37,360
被服・履物費	2,740	6,550	8,050	9,550	11,060
雑費 I	33,350	45,190	63,860	82,550	101,230
雑費 II	8,430	31,100	31,080	31,060	31,050
合計	115,530	170,520	196,470	222,440	248,420

第20表 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目 \ 世帯人員	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	0.475	0.606	0.736	0.867
住居関係費	1.029	0.940	0.850	0.761
被服・履物費	0.438	0.538	0.638	0.738
雑費 I	0.309	0.437	0.565	0.693
雑費 II	0.478	0.478	0.478	0.477

4 労働経済関係資料

第21表 労働経済指標

項目		年月	平成27年										平成28年					
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月			
民間給与・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全産業	現金給与総額	全 国	金額 (円)	304,981	300,799	516,839	421,387	298,598	294,592	297,816	308,248	655,571	299,426	292,182	313,419	305,460	
			前年同月比 (%)	0.7	1.2	△ 3.3	1.0	0.4	0.4	1.1	0.2	△ 0.3	1.0	1.2	2.0	0.1		
		福 井 県	金額 (円)	284,847	276,610	510,004	393,922	280,887	275,408	277,323	296,009	633,140	280,670	281,279	295,569	287,592		
			前年同月比 (%)	△ 1.3	△ 1.4	4.3	△ 1.8	△ 1.4	△ 2.1	△ 2.2	3.0	△ 3.4	△ 1.9	0.4	0.2	1.1		
		業	きまって支給する給与	全 国	金額 (円)	292,538	286,844	290,100	289,412	287,214	288,085	289,773	288,981	289,330	286,619	288,605	292,022	293,837
				前年同月比 (%)	0.5	0.0	0.8	0.6	0.3	0.4	0.6	0.5	0.5	0.2	1.0	1.3	0.5	
	福 井 県	金額 (円)	281,882	274,751	278,329	277,746	274,185	274,931	276,006	278,138	278,329	275,546	277,842	281,497	284,616			
		前年同月比 (%)	0.1	△ 0.3	△ 0.6	△ 0.9	△ 1.3	△ 1.8	△ 2.3	△ 1.6	△ 1.6	△ 1.8	△ 0.7	1.1	1.0			
	製造業	きまって支給する給与	全 国	金額 (円)	323,043	316,468	321,101	321,893	316,605	320,477	321,687	321,583	321,332	314,869	319,595	321,807	323,894	
			前年同月比 (%)	0.9	△ 0.1	0.5	0.4	0.2	0.2	0.5	0.7	0.5	0.0	0.5	0.6	0.3		
		福 井 県	金額 (円)	307,372	298,163	302,988	305,628	296,821	301,647	301,515	302,681	303,499	296,405	300,607	304,506	305,783		
			前年同月比 (%)	2.7	0.5	△ 0.2	0.3	△ 2.4	△ 1.4	△ 1.9	△ 2.1	△ 1.4	△ 0.6	△ 1.1	0.5	△ 0.5		
全産業	総実労働時間数	全 国	(時間)	155.8	143.0	153.4	155.5	145.4	147.0	149.7	149.6	147.9	140.4	147.0	152.5	153.8		
			うち所定外労働時間数 (時間)	13.4	12.5	12.6	12.7	12.2	12.7	13.0	13.3	13.4	12.3	12.6	13.2	13.3		
		福 井 県	(時間)	162.7	147.2	160.7	160.5	152.3	154.3	153.8	156.3	152.4	144.1	153.4	157.0	159.8		
			うち所定外労働時間数 (時間)	13.2	12.4	12.8	12.5	12.3	12.8	12.5	13.0	13.1	12.4	12.7	13.0	13.3		
生計費(総務省家計調査)	消費支出(全世帯)	全 国 (集計世帯数 7,762)	金額 (円)	300,480	286,433	268,652	280,471	291,156	274,309	282,401	273,268	318,254	280,973	269,774	300,889	298,520		
			前年同月比 (%)	△ 0.5	5.5	△ 1.5	0.1	3.2	△ 0.3	△ 2.1	△ 2.5	△ 4.2	△ 3.1	1.6	△ 5.3	△ 0.7		
		人口5万人以上の都市 (集計世帯数 7,289)	金額 (円)	303,306	289,783	271,262	280,408	293,995	278,642	284,469	277,462	320,724	284,600	276,095	304,518	303,230		
			前年同月比 (%)	△ 0.2	5.8	△ 2.1	△ 1.0	3.0	1.0	△ 2.7	△ 1.7	△ 5.7	△ 3.5	2.2	△ 4.2	0.0		
		福 井 市 (集計世帯数 94)	金額 (円)	271,709	293,064	252,359	301,510	302,980	275,082	291,984	243,369	283,370	262,032	247,494	256,615	275,951		
			前年同月比 (%)	△ 17.1	11.1	△ 10.8	23.1	12.4	△ 1.6	14.0	△ 1.6	△ 7.1	2.7	△ 10.8	△ 16.0	1.6		
消費者物価指数 (総務省)	全 国	前年同月比 (%)	0.6	0.5	0.4	0.2	0.2	0.0	0.3	0.3	0.2	0.0	0.3	△ 0.1	△ 0.3			
	福 井 市	前年同月比 (%)	0.4	0.2	0.5	0.5	0.7	0.7	0.7	0.9	0.5	0.5	0.9	0.5	0.1			
完全失業率 (総務省)	全 国 (%)	3.4	3.3	3.4	3.3	3.4	3.4	3.2	3.3	3.3	3.2	3.3	3.2	3.2				
	福 井 県 (%)	2.1	1.8	1.6	2.1	1.6	1.6	2.1	1.6									
有効求人倍率 (厚生労働省)	全 国 (倍)	1.17	1.18	1.19	1.21	1.22	1.23	1.24	1.26	1.27	1.28	1.28	1.30	1.34				
	福 井 県 (倍)	1.57	1.57	1.61	1.63	1.62	1.61	1.61	1.61	1.64	1.64	1.71	1.77	1.86				
鉱工業生産指数 (福井県政策統計・情報課)	全 国	前年同月比 (%)	△ 0.2	△ 4.5	2.1	△ 0.6	△ 0.9	△ 1.2	△ 1.6	1.4	△ 2.1	△ 4.2	△ 1.2	0.2	△ 3.3			
	福 井 県	前年同月比 (%)	9.1	3.8	11.5	10.5	9.1	6.4	3.3	6.9	△ 0.4	△ 1.9	△ 0.6	△ 1.0	△ 3.8			

(注) 1 民間給与および総実労働時間数については、規模30人以上の事業所を対象とした。
 2 消費支出についての集計世帯数は、平成27年4月から平成28年4月までの1か月平均を示す。
 3 福井県の平成28年4月の完全失業率については、4月から6月の平均を示す。